

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題

—自己点検・評価報告書 2023年4月～2024年3月—

2024年11月

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）自己点検・評価委員会

内容

〈序章〉	1
〈本章〉	3
1 使命・目的	
1-1 理念・目的の設定	3
1-2 理念・目的の学内周知	4
[点検・評価(長所と問題点)]	5
[将来への取組み・まとめ]	6
2 教育課程・学習成果、学生	
2-1 3つのポリシー(学位授与方針、教育課程の編成、実施方針及び学生の受け入れ方針)の設定	7
[点検・評価(長所と問題点)]	11
[将来への取組み・まとめ]	12
2-2 教育課程の設計	12
2-3 遠隔授業や e-learning	31
2-4 授業時間帯・時間割	33
2-5 法律実務に必要な能力を養う授業科目	33
2-6 法曹養成のための実践的な教育方法	37
2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法	37
2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習支援	38
2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備	42
[点検・評価(長所と問題点)]	43
[将来への取組み・まとめ]	45
2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施	46
2-11 成績不振の学生に対する措置	51
2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用	53
2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づく FD 活動	54
2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜	61
2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置	73

2-16	多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮	74
2-17	入学者の適性・能力等の客観的評価	75
2-18	法学既修者の認定	76
	[点検・評価(長所と問題点)]	79
	[将来への取組み・まとめ]	79
2-19	多様な学生が学習を行うための支援体制の整備	80
2-20	予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援	82
2-21	休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等	84
2-22	学生が自主的に学習できるスペースの整備	87
2-23	図書の本整備及び学生に配慮した利用環境	88
2-24	情報インフラストラクチャーの整備	89
2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備	90
	[点検・評価(長所と問題点)]	91
	[将来への取組み・まとめ]	92
3	教員・教員組織	
3-1	教員組織の編成方針及び全体的な設計の明確化	93
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成	94
3-3	教員の募集・任免・昇格	95
3-4	専任教員の資質向上のための組織的な取組み	99
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み	102
3-6	教育研究条件・環境及び人的支援	103
	[点検・評価(長所と問題点)]	106
	[将来への取組み・まとめ]	106
4	法科大学院の運営と改善・向上	
4-1	管理運営のための固有の組織体制の整備	109
4-2	教育等の企画・運営等における責任体制	111
4-3	法曹養成連携協定の適切な締結及び運用	112
4-4	自己点検・評価の体制・手続の整備と組織的・継続的な実施	114
4-5	認証評価機関等からの指摘事項への対応	116
4-6	教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上	118

4-7 情報公開のために規程・体制の整備、適切な情報公開.....	119
〔点検・評価（長所と問題点）〕.....	120
〔将来への取組み・まとめ〕.....	121
〈終章〉.....	122

〈序章〉

同志社大学大学院司法研究科法務専攻（以下「本研究科」という。）は、2004年4月の開設以来、同志社大学において脈々と受け継がれてきた「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という三つの教育理念のもと、法律家養成教育を行っている。

同志社大学の前身である同志社英学校は、1875年11月29日に新島襄によって設立され、1891年に本学法学部の前身である政法学校が開校した。

新島襄は、「良心の全身に充満したる丈夫（ますらお）の起り来らん事を」願って同志社を設立した。「良心教育」とは、良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物を育成することである。

新島襄は禁を破って渡米し、米欧社会の先進性にふれ、国際的な視野を持つことの重要性をなによりも実感し帰国した。以降、同志社大学は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。

さらに同志社大学は、大学院各専攻の専門分野の充実を図り、高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、社会に開かれた大学院として文化と産業の発展に寄与してきた。

本研究科では、現代の法曹には豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えていることが求められると考えている。そこで本研究科では、同志社大学の上記三つの柱となる教育理念を法曹養成教育において実践すべく、日々の教育を行っている。

本研究科は、開設以来、652名の司法試験合格者（令和5年司法試験の合格者を含む。）を輩出した。これらの者は、弁護士として、裁判官として、あるいは検察官として、また企業人として、社会の様々な場所で活躍している。

そのおのおのの役割は違ったとしても、いずれの者も「良心を手腕に運用する法曹」として、独立の気概とヒューマニティあふれる法律実務家として活躍しているものと確信している。

こうした本研究科のこれまでの成果は、絶え間ない教育研究に対する努力と先端的カリキュラム等の導入によって、自らを厳しく律する場合にのみ、継続し続けることができるものである。そこで本研究科においては、自己点検・評価委員会に外部委員を含めて教育活動の検証を行わせ、教育課程連携協議会を設置してその意見を教育課程に反映するなど、社会（外部）からの意見も活用して本研究科の教育や運営の改善・向上に継続的に努めている。

厳格な外部評価を受けることは、こういった本研究科の取組みが真に法曹養成機関として評価に値するものと言えるかを客観的に確かめることができる絶好の機会になる。そこで本研究科は、学校教育法第 109 条3項及び法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（以下「連携法」という。）第5条に則り、本研究科の教育研究のさらなる発展と研鑽の道しるべとすべく、また広く本研究科の法曹養成機関としての成果を客観的に検証すべく、2018 年より、公益財団法人大学基準協会の法科大学院認証評価を受けてきており（それ以前の受審先は、独立行政法人大学評価・学位授与機構〔現・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構〕である。）、本報告書は、同協会所定の評価項目及び方法に基づき作成したものである（「司法研究科自己点検・評価運用細則」（改正 2024 年 4 月 1 日）第5条参照）。

〈本章〉

I 使命・目的

[現状の説明]

I-1 理念・目的の設定

1-1 法科大学院制度の目的及び設置大学の理念・目的を踏まえ、個別の法科大学院の理念・目的を設定していること。

同志社大学では、開学の精神に由来するキリスト教主義に基づく良心教育と自由、及び国際主義を基本理念に掲げている。

これを受けて、本研究科では、「法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的」（同志社大学法科大学院学則第2条）として、「良心教育」、「国際性」そして「高度の専門性」の三つの理念のもと、「豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養に努める」ことを司法研究科人材養成指針としている。

連携法第2条では、自由で公正な社会の実現において法曹には「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていること」が述べられており、本研究科ではこれを踏まえて、開学の精神に由来するキリスト教主義に基づく良心教育と自由、及び国際主義を基本理念に掲げている。連携法第2条1号における公平な入学者選抜、必要な学識及びその応用能力の涵養、理論的かつ実践的な教育の体系的実施と厳格な成績評価と修了認定の要請を踏まえ、本研究科では、「法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的」とし、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、「専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養に努める」ことを司法研究科人材養成指針とし、このような理念と指針の下で、入学者の適正な評価や多様性の確保に配慮した入学者選抜、少人数教育、実務家教員や実務的科目の設置による実践的教育とその体系的位置づけを行っている。

同志社大学法科大学院学則第2条

(研究科の目的)

第2条 本研究科は、法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的とする。

(出典：同志社大学法科大学院学則)

司法研究科人材養成指針

同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)は、豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル(法曹三者等)を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵養に務めます。

(出典：「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」 p.1)

<根拠・参照資料>

・同志社大学ホームページ「良心教育と理念」

https://www.doshisha.ac.jp/information/history/educational_ideal.html

・資料 1-1-1「同志社大学法科大学院学則」第2条

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.1

1-2 理念・目的の学内周知

1-2 個別の法科大学院の目的を教職員や学生等の学内構成員に周知していること。

学生に対しては、「豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル(法曹三者)を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養に努める」との本研究科の理念・目的と教育目標を、新入学生に対するオリエンテーションにおいて、周知するとともに、「大学院履修要項」の冒頭にも法務専攻の「人材養成に関する目的、教育研究上の目的」として明確に示して周知している。

同様の理念は、パンフレットに明記しているほか、本研究科のホームページを通じて本研究科

の「3つの教育理念」として周知している。

また、学内の教職員に対しては、本研究科のパンフレット、「大学院履修要項」を毎年度配布して、理念・目的ならびに教育目標を周知している。また学外に対しては、パンフレットを広く配布し、本研究科ホームページに本研究科の教育理念を掲載することで、学外にも広く発信している。

人材養成に関する目的、教育研究上の目的

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）は、豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応えてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養につとめる。

（出典：「2023大学院履修要項」 p.416）

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」p.416
- ・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024年度版」p.4
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「3つの教育理念」

<https://law-school.doshisha.ac.jp/outline/features/policy/>

「ディプロマポリシー」

<https://law-school.doshisha.ac.jp/outline/features/policy-2/>

「カリキュラムポリシー」

https://law-school.doshisha.ac.jp/study_guide/schedule_curriculum/

「アドミッションポリシー」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/admission_policy/

項目：目的の設定 （評価の視点 1-1、1-2）

[点検・評価（長所と問題点）]

理念、目的及び人材養成指針が、大学開学の精神に由来する基本理念を反映したものとして、同志社大学法科大学院学則等において適切に設定され、学生及び教職員に対し、適切な方法に

よって周知されている。

[将来への取組み・まとめ]

特になし。

2 教育課程・学習成果、学生

[現状の説明]

2-1 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定

2-1 法科大学院制度の趣旨を反映し、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育内容・方法を明示した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定めていること。その際、学位授与方針を起点とし、3つのポリシーが適切に関連し、教育の方向性を明確に示していること。

本研究科は、下記に引用の通り、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）」及び「アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）」を設定している。

司法研究科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

法曹として不可欠な基本的な法的知識に加えて、応用的・先端的な法分野等における高度な専門的知識を修得し、法曹として求められる高い責任感と倫理観とを身につけることができる。

（知識・技能）

多様な法的紛争を迅速かつ的確に解決するために、深い法的知識に裏付けられた論理的思考力、判断・分析力、及び、表現力を涵養し、新たな法的課題に対して柔軟かつ創造的に対応する能力を発揮することができる。（思考力・判断力・表現力）

様々な法的問題の解決を通じ、法曹として、主体的に社会に貢献するという意識を強く持ち、国際的な紛争等にみられる多様な考え方や異なる文化の存在を尊重した、適正な解決策を提案できる。（主体性・多様性・協働性）

（出典：「2023大学院履修要項」p.416）

司法研究科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）

法曹に不可欠な基本的な法的知識及び実務上の法的対応能力の修得を図るとともに、法的

思考力、理解力、分析力、表現力、判断力などの養成を行う。

このような人材を育成するためのカリキュラムの科目群は、下記のような、A群基礎科目・I類・2類、B群法曹基本科目・I類・2類、C群基幹科目・I類・2類、D群展開・先端科目I I類・2類、E群展開・先端科目II I類・2類、F群外国法科目I類・2類、G群基礎法・隣接科目I類・2類、H群実務関連科目I類・2類から構成されている。

修了にあたっては、合計96単位以上の履修を求める。その内訳は、(1)必修科目は、A群から30単位、B群から6単位、C群から27単位の合計63単位、(2)選択科目は、D群I類から4単位以上を含むD群・E群から計12単位以上、F群・G群から各々2単位以上の計6単位以上、H群I類から4単位以上を含む、合計33単位以上修得しなければならない。

- ・A群科目として、法律基本科目及び法学の基礎に関する科目(必修・選択科目)を置く。基幹科目としての演習科目等の履修が可能な学力を身に付けることを到達目標とする。すべての科目は研究者教員によって講義形式で行われる。(知能・技能)
- ・B群科目として、民事・刑事の裁判実務と法曹倫理等に関する科目(必修・選択科目)を置く。裁判制度や実務の進行過程、事実認定、要件事実等を理解し、実務の基礎を修得することを到達目標とする。多くの科目は実務家教員及び研究者教員が行う。(知能・技能/思考力・判断力・表現力)
- ・C群科目として、法律基本科目に関する公法、刑事法及び民事法に関する演習科目、講義科目(必修・選択科目)を置く。基本的な法的知識を前提にした法的思考力、分析力、表現力等の修得を到達目標とする。本研究科のコアとなる科目群であり、多くの科目は少人数の演習形式で行うとともに、一部の科目は研究者教員と実務家教員が合同かつ複数で行う。(知能・技能/思考力・判断力・表現力)
- ・D群科目として、法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目の内、司法試験の選択科目に関する科目(選択科目)を置く。必修の基幹科目等で養った学力を更に発展させ、先端的な法領域に関する高度の専門的知識等を、また、実務での即戦力につながる先端知識等を修得することを到達目標とする。(知能・技能/思考力・判断力・表現力)
- ・E群科目として、D群科目以外の主要な先端法領域に関する科目(選択科目)を置く。先端的な法領域に関する高度の専門的知識等を、また、実務での即戦力につながる先端知識等を修得することを到達目標とする。(知能・技能/思考力・判断力・表現力)
- ・F群科目として、アメリカ法、イギリス法、EU法、アジア法などの諸外国の法制度や法解釈に関

する科目（選択科目）を置く。国際的な法的紛争に的確に対応できるような外国法の知識を修得するとともに、外国の実務家と対等に問題解決にあたるための技能を修得することを到達目標とする。（知能・技能／思考力・判断力・表現力／主体性・多様性・協働性）

・G群科目として、基礎法学に関連する分野の科目（選択科目）を置く。法解釈の前提としての、確固たる法解釈の方法論や価値判断体系等を修得することを到達目標とする。（知能・技能／思考力・判断力・表現力／思考力・判断力・表現力）

・H群科目として、法曹としての技能や法律実務（模擬裁判、法律文書作成等）に関する科目（選択科目）を置く。民事・刑事の裁判実務と裁判実務の進行過程、事実認定、要件事実等を理解することを到達目標とする。実務関連科目の多くは、裁判官経験者や検察官、弁護士が中心となっていく。（知能・技能／思考力・判断力・表現力／主体性・多様性・協働性）

（出典：「2023大学院履修要項」pp.416-417）

司法研究科アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）

司法研究科の求める学生像

1. 豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識を備え、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲を備えている学生。
2. 本研究科の特徴的な教育環境を活かし、法律専門家として高度の専門能力を培って広く活躍の舞台を拓くことができ、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にして、または、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にして、説得・交渉の能力、行動力を備えている学生。
3. 本研究科に法学既修者として入学を希望する場合には、上記の素養に加えて、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を備えている学生。

司法研究科の入学までに身につけてほしいこと

すべての選考方式に共通して、人の社会生活上の医師である法律家として働くため、豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識、これら

の素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚を身につけておくことが求められます。職業経験に基づく知見や対人交渉力、あるいは英語をはじめとする高い語学能力と国際的視野も、法律家にとって重要な資質です。

法学既修者として入学する場合には、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を身につけておくことも求められます。

入学者選抜制度

以上の素養や能力を判定するため、入学試験では以下の方法で選考します。

- ・法学未修者一般入試については、小論文試験の成績、大学学部等における学業成績、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学未修者社会人特別選抜入試については、面接試験の成績と自己推薦書等の出願書類を評価します。
- ・法学未修者英語優秀者特別選抜入試については、面接試験の成績、英語能力・資格、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学既修者一般入試については、法律科目の筆記試験の成績、大学学部等における学業成績、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学未修者外国人留学生入試については、小論文試験の成績、面接試験、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学既修者外国人留学生入試については、法律科目の筆記試験の成績、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学既修者5年一貫型教育選抜入試については、法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という）における成績、志望理由書等の出願書類を評価します。
- ・法学既修者開放型選抜入試については、法曹養成連携協定締結大学またはそれ以外の大学の法曹コースにおける成績、志望理由書等の出願書類、憲法・民法・刑法の論文式試験の成績を評価します。

（出典：「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.1）

本研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）は、上記の引用部分において対応関係が明示されている通り、本研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を踏まえたものである。本研究科の教育課程は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）に従って設けられたA群からH群までの科目群の下で、それぞれの科目につき配当年次を明示することによって、学修の進度に応じた段階的学修がなされるように体系的に教育課程を編成している。全体としての教育課程及びそこで開講されている個々の科目は、法曹として備えるべき基本的素養の水準にかなったものとなっている。

本研究科は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、研究科として求める学生像に関するアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）を設定・公表している。このアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）において求める理解力・洞察力・思考力・分析力・表現力等の能力は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）に従って設けられた科目群を履修することを通じて、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）において求める能力を身に付け、学位が授与される見込みのある入学者を、厳格な基準の下で選抜するためのものである。

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.1

・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」pp.416-417

「ディプロマポリシー」

<https://law-school.doshisha.ac.jp/outline/features/policy-2/>

「カリキュラムポリシー」

https://law-school.doshisha.ac.jp/study_guide/schedule_curriculum/

「アドミッションポリシー」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/admission_policy/

項目：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針

（評価の視点 2-1、基礎要件データ表1）

[点検・評価（長所と問題点）]

学位授与、教育課程の編成・実施方針及び学生受入れの各方針が適切に関連し、教育の方向

性が明確に示されている。

[将来への取組み・まとめ]

特になし。

2-2 教育課程の設計

2-2 学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。

(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。

(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の3）。

(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3）。

(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。

(5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること。

Ⅰ 本研究科の教育課程の設計と授業科目

(1) 本研究科の教育課程の編成状況

本研究科の教育課程は、前項の学位授与方針を踏まえた教育課程編成・運営の方針に従って科目群を設け、各科目を必修科目、選択必修科目、選択科目などに分類しつつ、配当年次を明示して、段階的学修がなされるように体系的に編成されている。

以下に示すとおり、各開講科目及び教育課程全体は、法曹として備えるべき基本的素養の水準にかなったものとなっている。

<根拠・参照資料>

・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」pp.409-418

・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表2

(2) 各科目群における科目の開設状況

それぞれの科目群における2023年度の開講科目と、各科目群の特徴を整理すると、以下のようになる。

A群:「基礎科目」(法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目)

2023年度のA群開講科目

必修科目(計30単位)

※以下、A群からH群までの設置科目を列挙する際に、科目名に単位数を付記していないものは、全て2単位科目である。また、以下、A群科目において、科目名に配当年次を付記していないものは、未修者1年次の配当である。

公法系 憲法講義Ⅰ、憲法講義Ⅱ、行政法講義(総論)

刑事法系 刑法講義Ⅰ(総論)、刑法講義Ⅱ(各論)

刑事訴訟法講義(未修者2年次・既修者1年次)

民事法系 民法講義Ⅰ(総則)、民法講義Ⅱ(物権法)、民法講義Ⅲ(契約法Ⅰ)、
民法講義Ⅳ(契約法Ⅱ)、民法講義Ⅴ(不法行為法)、民法講義Ⅵ(家族法)、
商法講義Ⅰ、商法講義Ⅱ、民事訴訟法講義(未修者2年次・既修者1年次)

選択科目

A群Ⅰ類 法学基礎講義

A群Ⅱ類

公法系 憲法基礎演習Ⅰ(1単位)、憲法基礎演習Ⅱ(1単位)、
行政法基礎演習(1単位)

刑事法系 刑法基礎演習Ⅰ(1単位)、刑法基礎演習Ⅱ(1単位)、
刑事訴訟法基礎演習(1単位、未修者2年次・既修者1年次)

民事法系 民法基礎演習Ⅰ(1単位)、民法基礎演習Ⅱ(1単位)、
商法基礎演習(1単位、未修者2年次・既修者1年次)、
民事訴訟法基礎演習(1単位、未修者2年次・既修者1年次)

※刑事訴訟法基礎演習、商法基礎演習は2023年度休講であった。

A群は、法学未修者を対象にした科目群であり（法学既修者のうち、入学試験において既修であることの認定を受けられなかった科目がある者は、当該科目も履修しなければならない。）、法学の基本概念、法的思考方法及び事例に即した問題解決能力を修得させ、入学後1年で、法学既修者1年次相当の学力を持たせることを目的にしており、講義科目と基礎演習科目から編成されている。

基礎演習のうち、法学未修者1年次開講科目については、講義との対応関係を重視し、講義内容の定着度を測るため、基礎知識を整理する教材を用いて、法学未修者1年次における到達目標の達成度を客観的に測定しながら進めている。法学未修者2年次・法学既修者1年次に開講する基礎演習科目は、法学既修者入学試験において、当該科目に関する開講講義科目の履修を免除されていない者がいる現状を踏まえて、原則として演習と同時並行的に、又は、演習に先行して当該科目の基本事項を習得させ、講義と演習の間を橋渡しして、円滑に演習が履修されるよう支援することを目的とする。

B群：「法曹基本科目」（裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目）

2023年度のB群開講科目（配当年次：法学未修者2年次・法学既修者1年次）

必修科目（計6単位） 民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理

選択科目 法情報調査・文書作成入門

B群は、法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群であり、「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」を設置し、また、実務家として必要な高度の倫理性を身に付けさせるため、「法曹倫理」を設置している。専任の実務家教員のほか、派遣裁判官、派遣検察官を科目担当者として配置している。いずれの科目も必修科目である。

また、法令、判例、立法資料などの情報調査の方法、法律文書の基本型である要件効果モデルの構造、基礎的な法律文章の作文技法、判決文のスタイルと読み方を併せて学ぶ「法情報調査・文書作成入門」を選択科目として設置している。

C群：「基幹科目」（法律基本科目に関する演習科目及び講義科目）

2023年度のC群開講科目

必修科目(計27単位)(配当年次：法学未修者2年次・法学既修者1年次)

公法系 憲法演習Ⅰ、憲法演習Ⅱ(1単位)、行政法演習Ⅰ、行政法演習Ⅱ(1単位)

刑事法系 刑法演習Ⅰ、刑法演習Ⅱ、刑事訴訟法演習Ⅰ、刑事訴訟法演習Ⅱ

民事法系 民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ、商法演習Ⅰ、商法演習Ⅱ(1単位)、
民事訴訟法演習Ⅰ、民事訴訟法演習Ⅱ

選択科目(配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次)

C群Ⅰ類 総合演習

公法系 憲法総合演習Ⅰ(1単位)、憲法総合演習Ⅱ(1単位)、
行政法総合演習Ⅰ(1単位)、行政法総合演習Ⅱ(1単位)

刑事法系 刑法総合演習(1単位)、刑事訴訟法総合演習

民事法系 民法総合演習Ⅰ、民法総合演習Ⅱ(1単位)、商法総合演習(1単位)、
民事訴訟法総合演習

C群Ⅱ類

刑法特講Ⅰ、刑法特講Ⅱ、商行為法・手形法、会社法特講Ⅰ、会社法特講Ⅱ、

民事訴訟法特講(配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～)

家族法(配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次)

※会社法特講Ⅰ、同Ⅱ、家族法は、2023年度休講であった。

C群は、法律基本科目にかかる法曹養成教育の中核となる科目群である。法律基本科目にかかる演習を中心に、法的解決を必要とする問題を明らかにし、多面的考察の下に複数の解決手法を示し、その中から最適の解決方法を検討することによる高度な法解釈能力の養成が、この科目群の目的である。

演習科目については、習熟度別にクラスを編成し、学力に応じた学修機会が与えられるよう工夫している。演習の学修を概ね一通り終え、進級要件を満たした者に対して、各自の関心や学修状況に応じて総合的な理解力・応用力を養成することを目的として、法学未修者3年次・法学既修者2年次において選択科目として総合演習を設置している。

演習、総合演習では、少人数教育を徹底し、双方向での対話型授業を行っている。また、各自のニーズ、学修状況に応じて弱点を補強し、基幹科目の学修機会を補うことを目的として、C群2類に選択科目を配置している。

D群：「展開・先端科目Ⅰ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目に関するもの）

2023年度のD群開講科目

選択必修科目（D群Ⅰ類から4単位以上、E群科目と合わせて12単位以上）

D群Ⅰ類

労働法Ⅰ、労働法Ⅱ

知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法Ⅲ、知的財産法Ⅳ

経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、経済法Ⅲ

環境法Ⅰ、環境法Ⅱ

租税法Ⅰ、租税法Ⅱ

倒産法Ⅰ

国際法Ⅰ、国際法Ⅱ（左記2科目は、本研究科においては2023年度休講であるが、京都大学法科大学院との単位互換科目を受講可）、国際法総合演習

国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際民事訴訟法、国際動産取引法

（配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～）

労働法総合演習、経済法総合演習、環境法総合演習、租税法総合演習、倒産法Ⅱ、

倒産法総合演習（配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次）

D群は、必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせる科目群であり、展開・先端科目のうち、「労働法」「知的財産法」「経済法」「環境法」「租税法」「倒産法」「国際私法」など、司法試験の選択科目に対応する科目が集められている。

E群：「展開・先端科目Ⅱ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目となっていないもの）

2023年度のE群開講科目

選択必修科目 (D群科目と合わせて12単位以上)

E群Ⅰ類

地方自治法、情報法、刑事政策、クリミナル・ジャスティス・システム、
金融担保法、信託法、救済手続法、保険法、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、
労災補償法、国際経済法、競争法の国際比較、国際民事紛争処理の実務、
ビジネス法務調査とプレゼンテーション(1単位)、ブロックチェーン・暗号資産法
(配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～)

ADR法、企業結合法(M&A)、国際環境法、国際租税法、国際人権法、競争法の国際比較、
(配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次)

E群Ⅱ類 (配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～)

応用ゼミ(展開・先端Ⅱ)―社内弁護士実務の現状と課題

※金融担保法、コーポレート・ガバナンス、労災補償法、国際民事紛争処理の実務は 2023年度休講であった。

E群は、必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせる科目群であり、法改正の動向について情報を提供し、実務に対応できる先端知識を学ばせ、法的紛争の解決能力を修得させる。多くの先端的法領域に及び、現代における法的紛争の多様化に対応した科目が配置されており、学生のニーズ等を踏まえ、各年度のカリキュラム改正において見直しを続けている。

なお、開講科目のうち、「応用ゼミ」は、毎年開講するものではなく、教育上有益であると認められたものにつき一定期間開講することを認めたものである。

F群：「外国法科目」(諸外国の法制度や法解釈に関する科目)

2023年度のF群開講科目

選択必修科目 (2単位以上、G群科目と合わせて6単位以上)

F群Ⅰ類

アメリカン・リーガルシステム、アメリカビジネス法、
EU法（本研究科においては休講であるが、京都大学法科大学院との単位互換科目を受講可）
アジア法Ⅱ、外国法実地研修、海外インターンシップ、外国法特別セミナー
（配当年次：法学未修者1年次～・法学既修者1年次～）

アメリカ契約法・英文契約実務、アジア法Ⅰ
（配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～）

F群2類

応用ゼミ（外国法）—アメリカ司法試験科目の基本
（配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次）

F群は、外国法制に精通した教員が、アメリカ法、EU法、アジア法等を教授する科目群であり、渉外法務等にかかる不可欠の知識や技能を修得させることを目的とする。「外国法実地研修」と「海外インターンシップ」は、外国法が適用される現場を訪ね、渉外法務を、身を以て体験する科目である。なお、「外国法実地研修」では、2020年度以降、現地に派遣することができなかったため、バーチャル研修として、海外（ヨーロッパ）の弁護士、裁判官、最高裁調査官のインタビュー録画を視聴した上で、在日ドイツ大使館、欧州委員会日本代表部の代表者らと参加学生との間で、ヨーロッパの法制度や欧州人権裁判所の判例等について、意見交流を行った。

G群：「基礎法・隣接科目」（基礎法学及び法学に関連する分野の科目）

2023年度のG群開講科目（配当年次：法学未修者1年次～・法学既修者1年次～）
選択必修科目（2単位以上、F群科目と合わせて6単位以上）
法理学、比較法文化論Ⅰ、比較法文化論Ⅱ、法社会学、現代人権論

G群は、実務法曹として必要な、実定法解釈の方法論、価値判断体系を身に付ける科目群であり、「法理学」「比較法文化論」「法社会学」「現代人権論」等の科目は、法学未修者も1年次から体系的に学修できるよう配置されている。

H群:実務関連科目(法曹としての技能や法律実務に関する科目)

2023年度のH群開講科目

選択必修科目(H群I類より4単位以上)

H群I類

民事模擬裁判、公法実務の基礎(配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～)

刑事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡ

(配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次)

H群2類

法律文書作成(配当年次：法学未修者3年次・法学既修者2年次)

法律実務演習(民事法)(配当年次：法学未修者2年次～・法学既修者1年次～)

※民事模擬裁判、法律文書作成は2023年度休講であった。

H群は、B群と連携して、実務に必要な専門的能力を養成する科目群であり、「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「クリニック」「エクスターンシップ」「公法実務の基礎」「法律実務演習(民事法)」が設置されている。これらの科目は全て実務家教員が中心となって担当する。「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」では、ロールプレイによる裁判実務の体験的学習を試みている。「クリニック」では、相談者の真意をどのようにして引き出すか等の実務教育が行われている。「エクスターンシップⅠ」では、学校法人同志社の諸学校の卒業生で構成されている同志社法曹会、京都弁護士会及び大阪弁護士会等の協力を得て弁護士事務所に学生を派遣し、実務能力の養成が行われているほか、「エクスターンシップⅡ」では、地方自治体や民間企業での研修も受けられるようになっている。「公法実務の基礎」は、公法系訴訟実務の基礎を内容としている。「法律実務演習(民事法)」は、京都大学法科大学院(同校における科目名は「民事法文書作成」と)との単位互換科目である。この科目では、法律実務家も作成に関与した長文事例に基づく即日起案実習が行われ、法律実務家として事実関係から論点を抽出し、分析を行い、同僚の法律家(裁判官若しくは弁護士)又は顧客などに対して各自の法的見解を示した適切な文章が書けるよう、文章表現力を養成する。

<根拠・参照資料>

・資料1-2-1「2023大学院履修要項」pp.409-418

- ・資料 2-2-1「法科大学院におけるエクスターンシップに関する協定書」
- ・資料 2-5-1「クリニック授業の確認について」

(3) 京都大学法科大学院との連携による教育課程の編成

本研究科における教育課程の編成については、京都大学との連携事業の果たす役割にも言及することが適切である。

本研究科は、教育課程の改善につながる情報を得る目的で、2015年1月に、京都大学と本学の間で締結された単位互換協定に基づき、京都大学法科大学院との間で単位互換のための覚書きを締結して共同で連携事業を運用し、単位互換科目を相互提供している。この相互提供については、法律基本科目、展開・先端科目、外国法科目及び実務科目のうち授業内容につき相互の互換性があると判断された一部の科目につき、京都大学側の科目の提供を受け、本研究科生を受け入れてもらっている。本研究科からは、F群科目（外国法）の一部を京都大学側に提供し、京都大学の学生を受け入れている。

単位互換制度により本研究科生が京都大学法科大学院において受講する科目（法学未修者）

春学期			秋学期		
配当年次	京都大学における科目名	本研究科における対応科目名	配当年次	京都大学における科目名	本研究科における対応科目名
2年次※	行政法総合	行政法演習Ⅰ	2年次	刑法総合2	刑法演習Ⅱ
3年次	民事訴訟法総合2	民事訴訟法演習Ⅱ	2年次	民事訴訟法総合Ⅰ	民事訴訟法演習Ⅰ
2年次	商法総合Ⅰ	商法演習Ⅰ	2年次～	EU法	EU法
2年次～	国際法Ⅰ	国際法Ⅰ	2年次～	国際法2	国際法Ⅱ
通年科目					
配当年次	京都大学における科目名		本研究科における対応科目名		
2年次秋 学期から 3年次春 学期	民事法文書作成		法律実務演習（民事法）		

※この表が法学既修者に適用される場合、2年次を法学既修者1年次、3年次を法学既修者2年次と読み替える。

相互に単位互換科目を提供するに当たっては、両法科大学院の研究科長、専攻長及び連携担当の教務主任が連携FD協議会を開催し、双方のカリキュラムの互換性、適切性につき意見を交換し、法律基本科目の7科目については科目ごとに分科会を設置して、科目ごとの専門的見地からも内容の互換性、適切性を検討している。単位互換科目を履修した本研究科生から、履修上の問題点や、両校の授業を比較して気づいたこと等についての聴取を行って、各担当教員が授業改善の参考とするほか、問題がある場合には主任会に報告している。

こうした過程を通じて、本研究科の教育課程が、京都大学と比較して適切に体系的に編成されているか、また、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているかなどについても、見直しの必要性が検討され、改善が行われている。

こうした取組みは、文部科学省により実施された法科大学院公的支援見直し加算プログラムの審査において、高く評価されている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-2-2「同志社大学と京都大学との間における単位互換に関する協定書」
- ・資料 2-2-3「2023年度 京都大学単位互換科目 登録要領」
- ・資料 2-2-4「2023年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム報告書」
- ・資料 2-2-5「京都大学との連携 FD 協議会記録」

2 バランスのとれた授業科目の開設

法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は下の表-1のとおりである。そして、各科目群の内訳は表-2(1)から(4)に示したとおりである。

また、個々の科目の概要、到達目標などはシラバスに記載されているとおりであり、それぞれの科目は各科目群にふさわしい授業内容となっている。

表-1

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
開設科目数	57	13	20	51
単位数	94	26	39	100

表-2

(1) 法律基本科目の内訳

	科目数	単位数
A群	25	40
C群	32	54
計	57	94

(2) 法律実務基礎科目の内訳

	科目数	単位数
B群	5	10
H群	8	16
計	13	26

(3) 基礎法学・隣接科目の内訳

	科目数	単位数
F群	14	27
G群	6	12
計	20	39

(4) 展開・先端科目の内訳

	科目数	単位数
D群	28	56
E群	23	44
計	51	100

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-1「同志社大学法科大学院学則」別表 2 pp.11-14
- ・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表 2

3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置の配慮

履修を必要とする単位数は、科目群ごとに次のように定められている。2022 年度以降の入学に適用される修了要件単位数は、次に掲げる表のとおりである。

2022 年度入学生の修了要件単位数

	法学未修者	法学既修者
法律基本科目	A群科目 30 単位	A群科目 30 単位 ^(※)
	C群科目 27 単位	C群科目 27 単位
	計 57 単位	計 57 単位
法律実務基礎科目	B群科目 6単位	B群科目 6単位
	H群科目 4単位以上	H群科目 4単位以上
基礎法学・隣接科目	F群科目 2単位以上	F群科目 2単位以上
	G群科目 2単位以上	G群科目 2単位以上
	(F・G群合わせて 6単位以上)	(F・G群合わせて 6単位以上)
展開・先端科目	D群科目 4 単位以上	D群科目 4 単位以上
	E群科目	E群科目
	(D・E群合わせて 12 単位以上)	(D・E群合わせて 12 単位以上)
修了要件総単位数	96 単位 (A群I類、B・D・E・F・G・H群合わせて 28 単位以上)	96 単位 (B・D・E・F・G・H群合わせて 28 単位以上) ※A群科目の履修免除状況により、実際に履修が必要な単位数は、最大 74 単位(商法、両訴訟法の履修が免除されない場合)、最小 66 単位(7科目全ての履修が免除される場合)。

なお、修了要件総単位数から履修に必要な単位数を減じた単位数(未修者、既修者とも4単位)は、いずれの科目群から修得しても良い。

(1) 法律基本科目の占める割合について

必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、上記の表の通り、A群につき 30 単位、

C群につき27単位、計57単位である。また、必修科目として修得すべき法律基本科目以外の科目の総単位数はB群必修科目(6単位)及び選択科目群(28単位)の計34単位である。残りの5単位については、いずれの科目群から修得しても良い。仮に、この5単位全てについて法律基本科目から履修した場合、62単位となる。したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数96単位に占める割合は、59.3%(57単位の場合)から64.6%(62単位の場合)の範囲内となる。

(2) 法律実務基礎科目の占める割合について

修得すべき法律実務基礎科目の単位数は、B群の必修科目として6単位、H群の選択必修科目として4単位以上が必要とされている。その合計単位数10単位が修了要件総単位数に占める割合は10.4%である。

(3) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の占める割合について

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位数に関しては、D群とE群を合わせて12単位以上、F群とG群を合わせて6単位以上を修得すべきものとしていることに加えて、法律基本科目以外の科目から28単位以上を修得すべきものとしているから、修了要件総単位数に占める割合は、29.1%である。

また、本研究科は、入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、4単位を上限に法律基本科目を履修することを認めている。

<根拠・参照資料>

- ・資料1-2-1「2023大学院履修要項」p.417-418
- ・資料1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット2024年度版」pp.11-12
- ・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表2

4 授業科目の適切な分類と段階的・体系的な配置

以上の開設科目について、本研究科においては、次の考え方にに基づき、段階的体系的に学修されるように編成されている。

(1) 法学未修者1年次

法学未修者1年次における講義科目及び基礎演習(A群)の履修については、先に実体法全般の基礎学力を確保する見地から、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法の3科目について教育上必要な単位数を確保して講義科目及び基礎演習を配置している。また、学修の総量が相対的に多くなる商法について4単位の講義科目を配置している。刑事・民事の両訴訟法については、法曹養成の見地からは訴訟法につき充実した学修機会を確保する必要があること、実体法の確実な理解を前提として学修した方が有益であると判断されることなどから、2年次に講義科目を配置している。

(2) 法学既修者1年次による基礎科目の履修と免除

法学既修者として入学した者については、入学試験において憲法、民法、刑法の3科目と、行政法・商法または刑事訴訟法・民事訴訟法の組合せのいずれかを選択させて、計5科目の筆記試験を課している。また、入学試験において筆記試験を受験していない2科目について入学前の3月に履修免除試験を実施し、それぞれの試験において所定の成績を修めることにより、基礎科目の履修を免除することになっている。

なお、法曹コース出身者で、法曹コース特別選抜入学試験に合格して、法学既修者として入学した者については、法曹コースと法科大学院との連携に基づく一貫教育の方針のもと、法曹コースで単位を修得したことによって、法学未修者1年次および2年次開講の法律基本科目(A群)の履修を免除する。

(3) 法学未修者2年次・法学既修者1年次及びそれ以降における段階的・系統的履修

法律基本科目については、(1)において述べたA群の法学未修者2年次・法学既修者1年次配当科目を履修させつつ、C群の演習科目の履修を開始することにしていて。そして、法学未修者3年次・法学既修者2年次への進級要件を満たした者につき、応用的な問題を扱い、総合的な学力を涵養することを目的とした総合演習の履修を認めることになっている。

法曹関連科目については、B群に属する「民事訴訟実務の基礎」と「法曹倫理」の2科目を先に法学未修者2年次・法学既修者1年次に履修させ、その履修後、より実践的に法曹実務につき学修する「クリニック」、「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」、「エクスターンシップ」などH群科目を法学未修者3年次・法学既修者2年次に履修させることになっている。なお、「刑事訴訟実務の基礎」については、在学中受験に適切に対応する観点から、司法試験終了後にH群科目と同時に履修することを認めている。

法律基本科目の段階的学修 (法学未修者、2022 年度)

	法学未修者1年次		法学未修者2年次		法学未修者3年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
憲法	講義Ⅰ 基礎演習Ⅰ	講義Ⅱ 基礎演習Ⅱ	演習Ⅰ		演習Ⅱ 総合演習Ⅰ	総合演習Ⅱ
行政法		講義	基礎演習	演習Ⅰ	演習Ⅱ 総合演習Ⅰ	総合演習Ⅱ
刑法	講義Ⅰ 基礎演習Ⅰ	講義Ⅱ 基礎演習Ⅱ	演習Ⅰ	演習Ⅱ		総合演習
刑事訴訟法			講義 基礎演習	演習Ⅰ	演習Ⅱ	総合演習
民法	講義Ⅰ 講義Ⅲ 講義Ⅴ 基礎演習Ⅰ	講義Ⅱ 講義Ⅳ 講義Ⅵ 基礎演習Ⅱ	演習Ⅰ 演習Ⅲ	演習Ⅱ	総合演習Ⅰ	総合演習Ⅱ
商法	講義Ⅰ	講義Ⅱ	基礎演習	演習Ⅰ	演習Ⅱ 総合演習	
民事訴訟法			講義 基礎演習	演習Ⅰ	演習Ⅱ	総合演習

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」pp.20-21
- ・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」
- ・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024年度版」pp. 11-24
- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

5 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

(1) 授業内容の工夫

① 研究者教員と実務家教員が共同で授業を行う科目の設置

民事法分野では、法曹基礎科目である「民事訴訟実務の基礎」、基幹科目である「民法演習Ⅰ～Ⅲ」、「民法総合演習Ⅰ」について、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行い、一つ一つの法律問題を、要件事実や民事訴訟上の書面作成についてまで踏み込んで理論と実務の両方の視点から学修することができるように工夫している。

② 実務家による実践的スキルの教育

「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」、「クリニック」、「法律文書作成」などの臨床法務教育に関する科目においては、実体法、手続法に関する法理論教育の基盤を踏まえて、法廷弁論、実務的見地からも形式の整った法律文書を起案させ、実践的スキルを涵養している。

これらに加えて、「公法実務の基礎」においては、行政訴訟の実務的な留意点を学びながら、行政訴訟にかかる法律文書作成能力の向上に向けた指導が行われている。

また、「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」においては、ビジネス法務上の先端的問題につき、顧客や法律事務所のパートナー弁護士などに受け入れられる的確なリサーチとプレゼンテーションのスキルを学び、法廷外での法実務についても実習を行う機会を提供している。「エクスターンシップ」についても、法律事務所に加えて、地方自治体、企業の法務部、海外の法律事務所における研修を受けられるようにして、理論教育の成果を実地研修において活かし、法実務のスキルを学ぶ機会を提供している。

③ 法律実務演習（民事法）

「法律実務演習（民事法）」は、京都大学法科大学院との連携において提供される実務科目であり（京都大学での開講名は「民事法文書作成」）、裁判官の合議メモ、弁護士との法律相談などの形式をとった長文事例問題を3時間かけて即日起案し、実務家教員（弁護士）が起案を添削評価して優秀起案、不合格起案などを抽出し、添削起案の返却後に、出題者が理論上、実務上の問題点を解説することを通じて、法律家として説得的な文書の起案能力を涵養することを目的とするものである。

同科目は、両校間の実務家教員を含む教員の参加による教材開発、起案の点検による両校の最終年次大学院生の学力到達度比較などの見地から連携してFD活動を行う上で有益である。

同時に、研究者教員と実務家教員の協議により作成された実務的観点を豊富に含んだ出題、実務家教員による実務面も踏まえた添削、研究者教員による理論面も踏まえた最終評価という理論、実務双方の視点から、民事法の総合的な運用力及び文書作成能力を涵養している。

(2) カリキュラム編成・履修方法等の工夫

本研究科においては、「民事訴訟実務の基礎」を法学未修者2年次、法学既修者1年次春学期に配置し、実体法と訴訟法の理論的基礎を修得した後に、法学未修者3年次、法学既修者2年次春学期以降の総合演習科目において、理論と実務を融合的に修得できるよう配慮している。また、法学未修者3年次、法学既修者2年次から本格的に展開される各種エクスターンシップや模擬裁判等の実践的な演習科目を受講する前提として、法学未修者2年次、法学既修者1年次春学期に「民事訴訟実務の基礎」と「法曹倫理」を必修科目として受講することを義務付け、理論と実務とをスムーズに架橋して学生が実務法律学を修得することを容易にしている。

<根拠・参照資料>

・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

6 在学中受験のためのカリキュラム編成上の工夫

本研究科では、法曹コースの開設と在学中司法試験受験の実施を見据えて、2022年度には、既存のカリキュラムと各科目の配当年次・開講学期の見直しと変更を行った。具体的な改正点は、以下のとおりである。

2022年	司法試験の在学中受験への対応に伴い、以下の諸科目に関して開講学期の変更及び配当学年の変更をした。 ア C群基幹科目について 「行政法演習Ⅰ①」、「刑事訴訟法演習Ⅰ①」、「商法演習Ⅰ①」、「民事訴訟法演習Ⅰ①」、「民事訴訟法Ⅱ⑥」は、開講学期を春学期に変更する。 「憲法演習Ⅱ①」、「行政法演習Ⅱ①」、「商法演習Ⅱ①」、「刑事訴訟法演習Ⅱ①」、「民事訴訟法演習Ⅱ①」の各科目は、開講学期を秋学期に変更し、かつ、配当年次を
-------	--

	<p>法学既修者1年次に変更する。</p> <p>イ D 群選択科目について</p> <p>「租税法Ⅱ①」、「倒産法Ⅱ①」の各科目は、開講学期を秋学期に変更し、かつ、配当年次を法学未修者2年次・法学既修者1年次に変更する。</p> <p>「環境法Ⅱ」、「租税法Ⅰ①」、「倒産法Ⅰ」は、開講学期を春学期に変更する。「国際経済法」は、開講学期を秋学期に変更する。</p>
--	---

さらに、本研究科では、法曹コース修了者のほか、履修免除試験に合格しA群基礎科目のすべての履修免除を得た者で、在学中受験を希望するものがその受験資格を得るために、在学中受験者対象クラスを設置し、法学既修者1年次の秋学期に履修することが予定されていた一部の法律基本科目の履修を春学期に前倒しし、法学既修者2年次の春学期に履修することが予定されていた一部の法律基本科目の履修を法学既修者1年次の秋学期に前倒しすることにより、法学既修者1年次においてすべての法律基礎科目の履修を終える態勢を整えている。そして、法学既修者2年次の春学期において、より実践的かつ応用的な演習科目である総合演習科目を履修し、在学中受験に臨む態勢を整えている。なお、在学中受験後の法学既修者2年次の秋学期においては、展開・先端科目や実務科目を中心とした科目を配置し、司法試験合格後を見据えた応用的かつ実践的な学修ができる体制を整えている。

在学中受験希望者のための法律基本科目の科目配置（法学既修者）

	法学既修者1年次		法学既修者2年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
憲法	憲法演習Ⅰ	憲法演習Ⅱ	憲法総合演習	
行政法	行政法演習Ⅰ	行政法演習Ⅱ	行政法総合演習	
刑法	刑法演習Ⅰ	刑法演習Ⅱ	刑法総合演習	
刑事訴訟法	刑事訴訟法演習Ⅰ	刑事訴訟法演習Ⅱ	刑事訴訟法総合演習	
民法	民法演習Ⅰ 民法演習Ⅲ	民法演習Ⅱ	民法総合演習Ⅰ・Ⅱ	
商法	商法演習Ⅰ	商法演習Ⅱ	商法総合演習	
民事訴訟法	民事訴訟法演習Ⅰ	民事訴訟法演習Ⅱ	民事訴訟法総合演習	

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」
- ・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024年度版」pp. 9-10
- ・資料 2-2-6「2022 年度カリキュラム改正について」
- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

- ・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表 2

2-3 遠隔授業や e-learning

2-3 遠隔授業や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。

1 遠隔授業等の実施状況

本研究科では、新型コロナウイルス感染症の拡大を見据え、2020 年度 4 月の春学期の授業開始から、すべての授業科目について、対面による授業からオンラインによる遠隔授業に切り替えた。

遠隔授業は、C 群法律基本科目など、参加学生との同時かつ双方向のやりとりが求められる授業においては、Zoom 等の web 会議システムを使用した同時配信の方法により実施した。また、A 群法律基礎科目の一部科目では、ストリーミング動画の視聴により実施した。そして、「外国法実地研修」も、海外の弁護士、裁判官、最高裁調査官のインタビュー録画を事前に視聴した上で、在日ドイツ大使館、欧州委員会日本代表部の代表者らと参加学生との間で、同時配信の方法で意見交流を行った。

2022 年度の 5 月より、対面による授業に戻しているが、「外国法実地研修」については、引き続きバーチャル研修の方法にて実施した。

<根拠・参照資料>

- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

- ・資料 2-3-1「2020 年度春学期授業実施方法一覧」

・資料 2-3-2「2022 年度海外実地研修報告書」

2 遠隔授業の内容および方法の適切性と教育効果

オンライン授業の実施の内容と方法について、同時配信の方法によるものに関しては、Zoom 等の web 会議システムを用いて、対面授業のメリットを損ねないよう、様々な工夫を行った。具体的には、同システムの画面共有機能を用いた資料の提示、いわゆる「板書」機能を通じた図解による理解の促進、チャット機能を活用した質疑応答の活発化などである。また、ストリーミング動画の視聴の方法によるものに関しても、図解資料の活用のほか、適切な課題を、効果的なタイミングで提供するなど、視聴を確実にしつつ授業内容の理解を深める工夫をこらした。

これらの授業進行上の工夫ほか、参加学生の授業参加と学修上のモチベーションを高める方策などについては、全教員が参加する教育推進会議の場で、意見交換を行うなど、教育効果を高めるための FD 活動を繰り返し実施してきた。あわせて、京都大学との科目間 FD の場においても、単位互換を実施する科目を中心に、オンライン授業の実施について周到に意見交換を行った。

これらの取組みを重ねた結果、教員の間では、web 会議システム上の機能を活かすことで、オンラインでも授業中の一対一での双方向的なやりとりは支障なく実施でき、対面授業と同等の十分な教育的効果が得られたという点で意見の一致を得ることができた。また、学生アンケートの結果からも、授業内容の十分な理解が得られたとの好意的な評価が得られた。もっとも、対面授業においては学生が授業中・授業後に直接質問をすることを通じて理解を深めることができたため、オンライン授業における質問対応については当初懸念があったが、メール等の方法を通じて質問を受け付けたところ、疑問点を活字化することによりかえって構成の行き届いた、整理された優れた質問が寄せられることが多くなったという副次的な効果もみられた。

以上のことから、本研究科における遠隔授業の結果、十分な教育効果をあげることができたといえる。そして、このことは、法科大学院在学中の授業の大半を遠隔授業によって受講した修了生の司法試験の合格率・初年度合格者数が例年と比較しても、良好であったことから裏付けられる。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-2-5「京都大学との連携 FD 協議会記録」
- ・資料 2-3-3「教育推進会議 議事録」
- ・資料 2-13-12「2023 年度「学生による授業評価アンケート」科目別分野集計結果（春学期・

秋学期)」

・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表 7

2-4 授業時間帯・時間割

2-4 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。

本研究科では、第 1 講時の授業開始時刻を午前 9 時とし、最終の第 6 講時の授業終了時刻を 19 時 55 分とする。授業時間は各 90 分で、各講時の間には 15 分の休憩時間を設け、第 2 講時と第 3 講時との間には 55 分の昼休みを設けている。このように設けられた授業時間帯は、各授業後の学生による質問、教室間移動、そして授業の準備のいずれの観点からも学生の履修に支障がないように配慮されている。

授業の時間割について、必修科目は、原則として月曜から金曜の 1～4 講時に、特定の曜日に偏らないよう配置することで、学生の予習・復習時間の確保に支障がないように配慮している。また、選択科目は、必修科目の履修と重複しないように曜日・講時を工夫し、5 講時と 6 講時、そして土曜日にも配置している。本研究科では、C 群法律基本科目については、学力・到達度別に少人数のクラス分けを編成しており、指定クラスでの受講を原則としているが、選択科目または再履修科目との時間割の重複が生じた場合には、例外的にクラス変更を認めるなどの対応をしている。

さらに、京都大学との単位互換協定に基づく単位互換科目についても、大学間の移動時間に配慮し、必修科目について時間割の重複が生じないように開講曜日と講時を工夫し、上述した指定クラスの変更を認めるなどの配慮をしている。

以上のことから、本研究科の時間割は、学生の履修に支障がないように十分配慮されたものであるということが出来る。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-4-1「2023年度履修の手引き(学業及び履修について)」p.1
- ・資料 2-4-2「2023年度同志社大学法科大学院 春学期時間割」
- ・資料 2-4-3「2023年度同志社大学法科大学院 秋学期時間割」

2-5 法律実務に必要な能力を養う授業科目

2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等を実施している場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みを学内の規則で整えたうえで、学生に対して適切な指導を行っていること。また、それらは臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導を行っていること。

1 法曹としての実務的な技能および責任感を修得・涵養するための実習科目の設置

本研究科では、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感につき、基礎的素養を涵養するための科目として、B群に「法曹倫理」と、「法情報調査・文書作成入門」を設置している。後者は、法情報調査に関するグループ実習を繰り返すことを通じて、リーガルリサーチ、プレゼンテーションの基礎的スキルに対する意識付けをすることを目的とする。法曹としての実務的な技能及び責任感を涵養するための実習を主たる内容とする実務関連科目（H群科目）として、「公法実務の基礎」、「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」を開設している。また、「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」も、内容的には先端的な法分野の研究を扱うものである。この科目は、E群の展開・先端科目に配置しているが、ゲストスピーカーを含む担当教員とのリサーチ実習、プレゼンテーション実習を通じて、実務家としての技能及び責任感を涵養するものといえることができる。

<根拠・参照資料>

・資料 1-2-1「2023大学院履修要項」pp.409-415

・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

2 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

(1) 「クリニック」の授業内容と責任体制

「クリニック」は、実際に生起する紛争について、法律相談、関係者からの事情聴取、関係法令の調査、紛争解決方法の選択、訴訟進行した場合の問題点の検討など、具体的事件の処理過程を通じて法の適用のあり方を学び、法曹として必要な基礎的スキルを涵養するものである。その担当者は実務経験豊富な弁護士であり、生の法律相談を直接扱うことに代えて、典型的な紛争事例を作成して実習させることで効率的な教育・実習の機会を確保することとしており、当該担当者

による指導の状況につき、担当教員から教材の提供を受けたうえ、関係科目の専任教員が教材を閲覧し適宜聞き取りを行い、授業実施内容につき確認のうえ、研究科長にその旨報告している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-5-1「クリニック授業の確認について」
- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

(2)「エクスターンシップ」の授業内容と責任体制

「エクスターンシップⅠ」は、受講生を弁護士事務所に派遣し、て実習を積むことにより法が現実社会においてどのように機能しているかを学ぶとともに、法曹の仕事の責任の重さを体得することを目的とする。「エクスターンシップⅡ」は、受講生を企業又は地方公共団体に派遣し、そこで実習を積むことにより法が現実社会においてどのように機能しているかを学ぶとともに、法曹の仕事の責任の重さを体得することを目的とする。「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」のいずれについても、経験豊富な弁護士が、授業計画の立案、受け入れ機関との連携をとりつつ、本研究科担当教員と連携して、明確な責任体制の下で指導が行われている。

また、受入れ機関と本研究科とは、提携文書を交わしてプログラムの内容について書面によって合意し、守秘義務についてはシラバスに明記するとともに、事前講義において学生に説明した上で守秘義務を遵守することについて誓約書を提供することを義務づけている。また、エクスターンシップ中の事故については、本研究科の学生は全員、学生教育研究災害傷害保険及び同付帯賠償責任保険（法科大学院生教育研究賠償責任保険）に加入して対応している。以上のことから、本研究科の指導と責任体制について問題はない。

以上により、「クリニック」、「エクスターンシップ」のいずれについても、その内容が、臨床実務教育にふさわしい内容となっている。

<根拠・参照資料>

- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

- ・資料 2-2-1「法科大学院におけるエクスターンシップに関する協定書」
- ・資料 2-5-2「2023年度エクスターンシップについて」

- ・資料 2-5-3「企業法務エクスターンシップ実施要領」
- ・資料 2-5-4「エクスターンシップ事前講義―受講の心得―」
- ・資料 2-5-5「誓約書ひな形」
- ・資料 2-5-6「事後報告書（法律事務所、企業）ひな形」
- ・資料 2-5-7「自治体法務エクスターンシップ実施要領」

3 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

本研究科学生が負担することのある守秘義務に関しては、同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則を策定して学生に配布している。

「エクスターンシップⅠ」と「エクスターンシップⅡ」については、授業の初回に行われる事前研修において、守秘義務の内容とその重要性、その厳守を要することにつき周知が徹底されており、守秘義務その他の遵守事項については、受講に際して誓約書を徴求することにしており、その旨、シラバスにも明記している。これらの措置により、適切な指導がなされている。また、「エクスターンシップⅠ」を履修するためには「法曹倫理」を履修済みであることを要求しており、学生は守秘義務一般についても確実な理解を持っていることが前提とされている。

「クリニック」については、担当教員が紛争事例、模擬相談、訴状等の起案のための設例などを設定して授業が行われているため、担当教員が、これらの教材に関連して守秘義務の対象となる訴訟関係資料等には、原則として、当事者の表示等の直接守秘義務の対象となる事項は墨塗りをする等して、学生が秘密に接することをできるだけ回避している。さらに、守秘義務に関する指導が必要な場合に、その旨の指導が行われている。

<根拠・参照資料>

- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

- ・資料 2-2-1「法科大学院におけるエクスターンシップに関する協定書」
- ・資料 2-5-1「クリニック授業の確認について」
- ・資料 2-5-4「エクスターンシップ事前講義―受講の心得―」
- ・資料 2-5-8「同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則」
- ・資料 2-5-9「エクスターンシップ業務」

2-6 法曹養成のための実践的な教育方法

2-6 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態として双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れていること。

本研究科においては、基幹科目である演習、総合演習を中心とした多くの科目において、双方向での授業を行っている。また、必要に応じて、学生が提出したレポートを全員で共有して、これに基づいて議論を行うなどの形で実践的な教育方法がとられている。

本研究科における学生の学力には、かなりの格差があることから、基幹科目である演習、総合演習においては、学力別のクラス編成を採用している。入学当初は入学試験の成績により演習のクラスを決定するとともに、次学期以後は、前学期の成績を資料として、必修科目GPAが所定の基準を満たした成績上位層をAクラスとすることにより、全般的に成績の良好な者間でより高いレベルの学修に向けて切磋琢磨させることとし、それ以外の学生は、科目ごとに、前学期に履修された関係科目の成績、これがないときは入学試験の成績を用いて学力別のクラスに編成している。これにより、学力に応じて指導内容の力点を変え、基礎事項の確認・解説に費やす時間の割合などを、クラスの実情に応じて調整することが可能となっている。

なお、2022年度より、法曹コース修了者等の在学中受験に対応するために、一部、演習の開講学期を前倒したクラスを設けたことについては、「2-2 6 在学中受験のためのカリキュラム編成上の工夫」を参照。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-4-1「2023 度履修の手引き(学業及び履修について)」pp.3-4
- ・資料 2-6-1「習熟度別クラス編成についての申合せ」

2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法

2-7 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）及びその他の専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法を適切に取り入れていること。その際、授業方法が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないこと。

授業の方法は、講義科目においては、当該法分野の基本的内容を理解させること、演習科目においては、事例を中心として、学生に当該分野の法律関係を分析させ、法律の内容理解と事例の分析能力、法規の適用能力を養成することを中心としている。

また、学生に対してレポート等の形式で論述を要求する場合も、授業で取り上げた重要な法律问题についての理解と具体的事案に対する適用能力、文章による説明能力の修得のために、適切だと考えられる場合に、これを実施している。

また、通常の講義・演習科目においては、授業内容の復習及び確認のために短答式試験問題に解答することを課題としている場合もあるが、そのみを目的として授業が実施されることはなく、基礎知識を確実にすることを目的として開講する基礎演習科目においても、基本事項についての明確かつ要点に限定した講義を行い、それに対する学生との対話的質疑による知識の定着と内容の確認を中心とした授業を行っている。

2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習支援

2-8 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。

(1) 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること。

(2) 法学未修者と法学既修者それぞれに応じた効果的な履修指導が行われ、また全体としてオフィス・アワーを活用するなど学習支援が効果的に行われていること。

(1) シラバスの作成・活用

1年間の授業内容や成績評価方法については、シラバスにより事前に受講生に通知している。開講後にシラバスの記載内容と異なる扱いをすることもありうるが、その場合には、変更内容を担当教員が事前に学生に通知し、かつ、シラバスの記載内容を変更することにより、周知を徹底している。なお、成績評価の方法は、平常点を成績評価の対象にする場合は30%を超えない範囲とするなど一定の制限内で、各科目の担当者の判断にゆだねている。また、本法科大学院は、GPAによる成績評価を行っているが、素点との対応関係も明らかにしている。さらに、定期試験においては、各問題の点数配分を問題文に明記するよう努めている。評価結果についても、学生に公表している。

深い法的知識に裏付けられた論理的思考力、判断・分析力及び表現力は、3年間の課程を通

じて適切なプロセスに従って、はじめて獲得されるものであるとの観点から、「各学年の必修科目における最低学力到達目標」を教授会において決定し、これをシラバスに示すことで、全教員が共通の理解のもとで、この到達目標との関係で、各授業科目の個別具体的な目標を設定している。この目標はシラバスにおいても「到達目標」として授業科目ごとに示すことが要求されている。

本研究科では、担当教員が作成したシラバスの原稿を、全件、主任会及び事務室において内容を検討し、必要があれば改善すべき点を担当教員に指摘して、科目群の性質に適合した内容とすることを求めている。このように、授業科目の教育内容のチェック体制が確立されている。

授業にあたり、シラバスの内容等の一部変更を行う場合にあっては、担当教員が事前に学生に周知することが義務づけられている。シラバスにより事前に示された授業計画どおり授業が進められているかは、受講生に対する学生アンケートによって担保されている。

また、FD委員会の決定に基づき学期の中間期に教員による授業傍聴を実施している。授業傍聴は、実施されている授業の特定の回を指定して行われるものであるところ、傍聴の対象となる当該授業の進行状況が、全体の授業計画からずれることなく実施されていることが、傍聴者によって確認されており、傍聴者による傍聴記録については実施後にFD委員会によって点検を行っている。

教材、資料、レジュメ等は、開講前に全授業回数分が配付されている科目があり、そうでない科目についても、原則として授業日の1週間前には配付するなど、学生の予習に十分な配慮がされている。オンラインによる授業が実施された2020年度以降の教材等の配布は、web上での電子ファイルによる配布と、紙媒体での配布を併用している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-8-1「各学年の必修科目における最低学力到達目標」
- ・資料 2-8-2「2023年度シラバスの点検分担」
- ・資料 2-8-3「2023年度 秋学期授業傍聴依頼につきまして」
- ・「2023法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

(2) 履修指導・学習支援による効果的な学習支援

履修の方法等について、常時、司法研究科事務室の職員が学生の個別的な質疑に対応するとともに、特に登録時には学生の登録内容に登録ミス等が存しないか、組織的に確認を行っている。

あわせて教員も適宜、履修相談を受け付けている。

・ガイダンス等における履修指導

例年、入学時のガイダンスや登録期間中において履修指導を実施している。あわせて、教員の個別面談による履修指導も行っている。2023年度は、4月2日の入学者に対するガイダンスにおいて、担当教員が履修指導を行い、在学生の協力を得て「履修に関する個別相談」も行った。4月6日にはオンライン・データベース講習会も実施した。さらに、ガイダンスとは別に、各科目担当者が、学生の履修相談に個別に応じる機会を設けており、また、総合演習科目および選択科目については、科目担当者による説明動画をストリーミングで配信している。なお、在学生を対象とした履修指導は、3月23日に実施した。これらの履修指導においては、教員の個別面談において法学未修者と法学既修者それぞれに応じた履修指導が可能であることはもちろん、全体のガイダンスにおいても、説明を担当する教員が法学未修者と法学既修者それぞれに履修指導を行っている。在学生の協力を得て行う「履修に関する個別相談」においても、法学未修者と法学既修者の在学生を相談員として設置し、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた相談を受けることを可能としている。

また、入学前の導入教育においては、法学未修者と法学既修者を分け、それぞれに応じた内容の入門講義を行っている。さらに、導入教育においては、法学未修者のうちの純粹未修者を対象とするゼミを設け、入学後の学習に困難が生じないように指導を行っている。また、入学後においても、AAゼミ（法学未修者1年次生を対象としたクラスを設けている）や、学習指導を通じて、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導を行っている（AAゼミおよび学習指導については、2-20を参照）。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-2-3「2023年度 京都大学単位互換科目 登録要領」
- ・資料 2-4-2「2023年度同志社大学法科大学院 春学期時間割」
- ・資料 2-4-3「2023年度同志社大学法科大学院 秋学期時間割」
- ・資料 2-8-5「2023年度司法研究科 オリエンテーション・登録関係日程表」
- ・資料 2-8-6「2023年度履修指導（学生相談員）手元資料」
- ・資料 2-8-7「2023年度オリエンテーション期間リンク集」
- ・資料 2-8-8「2023年度指導教授ガイド」

- ・資料 2-8-9「MS-Japan キャリアガイダンス立札」
- ・資料 2-8-10「2023年度司法研究科入学前の導入教育スケジュール」
- ・資料 2-20-4「2023年度 AAゼミ実施カレンダー（春学期・秋学期）」
- ・資料 2-20-8「2023年度指導教授・学習指導場所一覧」

・オフィス・アワー

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、専任教員については全教員がオフィス・アワーを設け、担当科目についての質問等に応じている。オフィス・アワーの日時、面談方法等は、掲示およびメールによって、学生に周知している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-8-11「2023年度オフィスアワー春秋」

・指導教授制度

2010年度から、学生が希望する教員を選択できる指導教授制度を導入し、主として奨学金の推薦、学修方法・学修態度・学修進度に対する助言、修了後進路についての相談等に応じている。2023年度は、専任教員 20 名が指導教授になり、141 名の学生（全学生の 90.3%）を指導している。なお、各学期の学業成績不良者に対しては、指導教授（指導教授を選択していない者は教務主任）が面接し、個別に学習相談を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-8-12「学業成績不良者への指導について（お願い）」
- ・資料 2-20-8「2023 度指導教授・学習指導場所一覧」

以上の通り、学生は、シラバスに沿った授業を受講した後に、オフィス・アワーや学習指導といった学習支援における質問や復習の機会を利用することによって、授業内容についての理解が円滑に進むことが可能となっている。そして、教員は、これらの学習支援を通じて学生の学習状況を把握し、授業内容の改善へフィードバックすることが可能となっており、これらの取組みが全体として相互に良い効果をもたらしている。

2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備

2-9 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつ、以下の点を踏まえて適正な学生数で利用していること。

(1) 効果的な学修のために、基本として1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること。

(2) 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準(50名以下)に従って適切に設定していること。

(3) 個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数を設定していること。

各授業科目の同時に授業を行う学生数は、少人数とすることを基本としている。まず、A群必修科目については、最大で38名であり、憲法、民法、刑法については法学未修者1年次生及び再履修の学生のみがその対象となるため、例年15名程度で講義が行われており、20名を上回ることはほとんどない。

また、C群必修科目については、習熟度別クラス編成で行われており、入学定員70名は少なくとも3クラスに分割されるため、ほとんどのクラスは20名未満であり30名を超えることはない。C群選択科目を含む選択科目については、50名を上限として、希望者がそれを超える場合には抽選により登録者を決定しており、登録者が50名を超えることはない。また、「応用ゼミ」については定員を30名としている。個別的指導が必要な授業科目であるリーガル・クリニックについては少人数での定員設定はしていないが、登録者数が多くなならないよう複数クラスを開講している。「エクスターンシップⅠ」については定員を15~20名、「エクスターンシップⅡ」については定員を5名(自治体1名)と設定して少人数教育が実施されることを担保している。

以上のことから、法律基本科目における、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準に従って適切に設定されていること、および、個別的指導の必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)の学生数がそれにふさわしいものに適切に設定されていることは明らかである。

寒梅館2階には、講義用教室3室(50名収容、76名収容、118名収容)、演習用教室4室(各30名収容)及び模擬法廷兼用教室1室(50名収容)の8室がある。

講義用教室及び演習用教室は、法科大学院の授業を考慮し、学生席は教卓を中心に馬蹄形ないし扇形に配置している。本学の教室は全て教務部が一括管理しており、寒梅館の教室も例外で

はないが、上記の教室は本法科大学院の授業のために優先的に使用することが認められている。本法科大学院が使用しない時間帯における臨時的な使用を除き、上記の教室で、他学部・他研究科の授業等を行われていない。教室には、固定式のプロジェクターも設置している（模擬法廷兼用教室を除く）。模擬法廷兼用教室には、法廷シーンの撮影設備を設置している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-5-2「2023 年度エクスターンシップについて」
- ・資料 2-6-1「習熟度別クラス編成についての申合せ」
- ・資料 2-9-1「2023年度司法研究科選択科目の定員及び聴講生受け入れの可否について（問合せ）」
- ・資料 2-9-2「2023年度司法研究科 科目登録者数一覧」
- ・資料 2-9-3「2023年度「総合演習科目」の習熟度別クラスの編成及び登録者決定方法について（問合せ）」

2 教育課程・学習成果、学生

項目：教育課程の設計と授業科目

（評価の視点 2-2、基礎要件データ表 2、2-3、2-4）

[点検・評価（長所と問題点）]

教育課程の設計と授業科目については、授業科目の適切な分類を行い、基礎科目から展開科目に至るまでバランスよく科目を配置し、学生の履修が偏らないよう適切な配慮がなされている。

理論と実務の架橋を図るため、また、在学中受験に対応するためにカリキュラム編成上の適切な工夫がなされており、履修に支障がない時間割の設定も適切に行われている。

遠隔授業等の実施による十分な教育効果も確認されている。

本研究科では、法曹コース設置に伴う在学中受験の対応を見越して、修了要件単位数の削減や必修科目の見直しを繰り返し行ってきた。ただし、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合がやや高いことは、今後もさらなる見直しを要する点である。

教育における長所として、特に、基幹科目においては習熟度別に少人数クラスを編成し、学生の学力に応じてきめ細かく教育を行う体制が整えられており、徹底した少人数教育を実施している。

[将来への取組み・まとめ]

個々の学生の履修状況には幅があり、履修相談の機会において履修に偏りが生じないように注意喚起するなど個別の指導によって対応は行っているが、今後も学生の履修動向を踏まえつつ、法律基本科目の割合をより適切なものとするよう、必要であればカリキュラム改正を行うなどの対応をしていく予定である。

項目：法律実務に必要な能力を養う授業科目

(評価の視点 2-5)

[点検・評価(長所と問題点)]

法曹養成のための実践的な教育方法も十分に実施されている。この科目群のうち、実務関連科目として開講している科目の中に、「クリニック」、「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」がある。

「クリニック」では、実際の訴訟資料を授業資料として使用する場合があるため、そこで知り得た個人情報等の秘密は厳守することとされている。この点については、独立した規程はないものの、資料2-5-1「クリニック授業の確認について」記載の通り、学生への守秘義務遵守の徹底した指導、及び、素材とする事件の学修上の適切性を、関係科目の専任教員が担当教員(弁護士)との間で確認したうえ、司法研究科長に報告するという手続が毎年度行われている。そして、本科目の性格と守秘義務厳守の点についてはシラバスに明記されている。

「エクスターンシップⅠ」は、受講生が弁護士事務所等に派遣され、法律実務を実習するものである。これは、本研究科と京都弁護士会との間で2006年7月20日付で締結された「法科大学院におけるエクスターンシップに関する協定書」に基づいて実施され、受講生は、受講に先立って、研修に際して知り得た依頼者等のプライバシーや個人の秘密、営業秘密等についての守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。そして、受講登録前に、担当教員より事前説明会が行われている。このことが、シラバスに明記されて指導が適切に行われている。

「エクスターンシップⅡ」は、受講生が企業・地方公共団体等に派遣され、法務を体験することによって、法の現実社会での機能を学ぶとともに、企業・地方公共団体での法務の意義や法務の責任の重さ等を体得させることを目的とする。受講生は、受講に先立って、研修に際して知り得た依頼者等のプライバシーや個人の秘密、企業秘密、行政上の秘密等についての守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。このことが、シラバスに明記されて指導が適切に行われている。

[将来への取組み・まとめ]

特に、「エクスターンシップⅠ」「同Ⅱ」における派遣先の確保は、継続的な課題である。弁護士事務所に関しては、従来から、前掲「法科大学院におけるエクスターンシップに関する協定書」に基づき京都弁護士会と協力関係を維持・発展させてきたが、2024年度には京都弁護士会との間に包括的な連携協定を締結し、「エクスターンシップⅠ」の派遣先の確保により一層努めていくこととなった。「エクスターンシップⅡ」における派遣先企業の確保はより一層難しい点があるが、企業法務に関する説明会を積極的に実施して、個々の企業や経営者団体と接点を持ち、交流することによって、派遣先企業の開拓に努めていく予定である。

項目：教育の実施 (評価の視点 2-6～2-9、基礎要件データ表3～5)

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科においては、基幹科目である演習、総合演習を中心とした多くの科目において、双方向での授業を行っている。また、必要に応じて、学生が提出したレポートを全員で共有して、これに基づいて議論を行うなどの形で実践的な教育方法がとられている。

民事法の分野では、法曹基礎科目である「民事訴訟実務の基礎」、基幹科目である「民法演習Ⅰ～Ⅲ」、「民法総合演習Ⅰ」について、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行い、法律問題を、理論と実務の両方の視点から学修することができるように工夫している。

また、全教員が多様な方法でオフィスアワーを設けており、指導教授による学習指導も丁寧な少人数指導を旨として進められている。

[将来への取組み・まとめ]

本研究科の教育については、引き続き徹底した少人数教育を実施し、多様なFD活動を通じて不断の改善を図っていくことが必要である。とりわけ、在学中受験に対応するための演習のクラスについては、そこでの教育方法や運用について、今後、FD委員会、教育推進委員会・教育推進会議を中心として点検を行い、より効果的なものとなるように改善を図っていくことが必要である。

2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施

2-10 成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること（「専門院」第10条第2項）。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。

(1) 成績評価の方法

成績評価の方法は、GPA制度を採用しており、その内容は、学生に周知されている。

GPAは、A+～Fの7段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出される。「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」が定める成績評価について、教授会として「成績評価に関する申合せ」において下記の事項を申し合わせており、これに基づいて、成績評価を行っている。科目ごとの成績評価方法、成績評価項目（期末試験、平常点、その他）ごとの配点（割合）はシラバスに明記することにしており、主任会においてシラバスを点検し、各科目の成績評価方法、単位認定の基準が学生に明示されるよう確保している。

成績評価は、A+とF（不合格）を絶対評価とした上で、一定割合までのものを上から順にA、B+、B、C+、Cの評価とするという相対評価を基本としている。この評価方法を採用する場合、合格者の数が少数にとどまる科目においては、年度ごとの学生の学力・受講意欲等に差があることにより、実質的に適正な成績評価とならないおそれがある。そこで、合格者の数が10名程度に満たない場合には、過去数年間にその科目を受講した者と当該年度の受講者とが同一年度に受講した場合を仮想して比較し、擬似的な相対評価を行うことにより、過去数年間の受講者を通して見た場合に上記の割合的評価に近づけるよう努めるものとしている。

成績評価の基準は、担当教員に対しては、採点依頼時に文書でも指示し、学生に対しては、本研究科HPの在学生向けページにて、「履修の手引き」により周知を図っている。

成績評価に関する申合せ

「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」が定める成績評価について、下記の事項を教授会として申し合わせる。

1. 「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」第 1 条に定める成績評価の基準は、次のとおりとする。ただし、当該科目につき合格点を得た者の数が 10 名に満たない場合その他合理的な理由がある場合の成績評価の割合については、この限りでない。

A+ 特に優れた成績を示した者（100 点満点の評点のうち 90 点以上 100 点以下の者）

A A+に準じた優れた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 20%程度の者）

B+ Aに準じた良好な成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 20～40%程度の者）

B 標準的な成績を得た者（合格点を得た者のうち、上位 40～70%程度の者）

C+ Bに準じた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 70～85%程度の者）

C 合格点を得た者のうち、到達目標に照らして最低限の目標に到達したと認められるその他の者

F 合格と認められるに足る成績を示さなかった者（評点が 60 点未満の者）

2. 前項ただし書の後段の適用については、別に定めるところによる。

3. 第 1 項の基準は、これを学生に明示する。

4. A+の評価は、本研究科の共通的な到達目標における各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、特に優れた成績を修めたものとする。Fの評価は、上記共通的到達目標の各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、その最低限の到達目標に達しなかったものとする。

共通的な到達目標を設定していない科目については、それに準ずるものとしてシラバスに記載した当該科目の到達目標に照らして、同様に判断するものとする。

なお、複数クラスを開講する科目においては、A+又はFの評価をするときは、当該科目

の担当者全員により当該筆記試験の答案及び当該者の平常点を確認する。

5. 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講者の少ない科目や特殊な科目については、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。

6. 筆記試験においては、各設問の配点を明示する。

7. レポート試験の場合においても、採点基準を学生に明示する。

8. 複数のクラスを開講する科目における成績評価は、全クラスについて同じ基準により評価する。小テストやレポートの実施についても公平な評価がなされるために必要な限りで、内容、方法の統一を図る。特に、習熟度別のクラス編成を行う科目においては、次に掲げるいずれかを採用する等の方法により、クラス間の公平性が客観的に確保される合理的な採点を実施するものとする。

ア) 受講者全員の答案を一人の採点者が通して採点する方法。この場合においては、設問毎に採点者を代えることができるものとする。

イ) 受講者全員の答案のクラスが混ざるように束を作成した上で、各担当者が束毎に分担して採点する方法。この場合においては、各採点者の採点が終わった後に、担当者の協議により、採点者間の採点水準を合理的な方法により調整するものとする。各採点者の行った採点の平均点を揃える方法により調整がなされる場合には、極端に優れた答案、極端に劣った答案の有無によって平均点がどのような影響を受けているかを考慮に入れた調整を行うものとする。

9. 平常点の評価は、次に掲げる事項に留意し、客観的かつ厳正に行う。

① 成績評価における平常点の割合は、科目担当者の判断による。ただし、平常点の割合は、成績評価を「合格」又は「不合格」により評価する科目を除き、原則として30%を超えないものとする。

② 授業中の質疑応答、小テスト、レポート等の実施により評価を行い、同一科目又は同一クラスにおいて全員一律の評価又はそれに準ずる評価とならないよう配慮する。

③ 授業の欠席は、平常点において考慮し、遅刻も減点事由とする。出席自体を加点事由とはしない。

④ 科目担当者は、平常点の具体的な評価方法を授業開始前に確定し、履修登録した学生に明示する。

10. 異なる科目を担当する各教員間において成績評価尺度を共有するため、教授会等で各科目の成績評価方法や基準を報告するなどして、教員間で共通認識を形成するものとする。必修科目（総合演習を含む。）におけるFの評価基準については、成績提出後に報告書を提出するものとし、その報告を受けて、評価及び評価基準の適否を点検する会議を学期ごとに開催する。

*期末試験答案以外の小テスト、レポート、平常点等について、それらの割合の合計が成績評価において 30%を超える考慮要素となっている場合には、小テスト、レポート等を保管するものとする。

（出典：「成績評価に関する申合せ」）

期末試験の答案は、事務室職員が受験者の名前・学籍番号部分を厚紙で覆い、出席簿の順番と異なる順序でバインドし、また複数クラスの場合は各クラス答案が混ざるようにバインドして教員に渡すことにより、厳密に匿名性を確保して採点されている。

複数のクラスを開講する科目における成績評価については、成績評価に関する申合せ第 8 項に基づきクラス間の公平性が客観的に確保される合理的な採点を実施している。

成績評価の結果については、科目ごとに「成績評価の割合」についての提出を担当教員に義務付け、成績評価に関する申合せ第 1 項の割合を大きく逸脱する場合、その様な評価を行うことの合理性につき、研究科長に対して理由の説明書を提出するものとしている。成績評価に対する説明書の結果、F評価の厳正な判定が行われていないことについて、合理的な疑いが残る場合、FD委員会は成績評価に関する申合せ第 10 項に基づいて該当する科目の担当教員に対して成績提出後、Fの評価基準について報告書を提出することを要請し、その報告に基づいて評価及び評価基準の適否を判定するためにFD委員会を学期ごとに開催し、その結果を教授会に対して報告するという体制をとることで、厳格な成績評価が行われることを保証している。

さらに、評価の際には、授業回数の 3 分の 1 以上欠席した者については学期末試験の受験

資格を認めないものとしており、学期末試験を実施しない科目においても単位の修得を認めない。

なお、成績評価は、A+、A、B+、B、C+、C、Fの7段階で表示され、Fが不合格を意味する。7段階の評価としているのは、全学における大学院のGPA基準に準拠したものであり、教学システム上の理由から、これを無視した基準の採用は困難である。法科大学院の実情に合わせた必要最低限の修正を施した上でこれを使用している。

(2) 再試験

本研究科は、本試験において不合格となった者のための再試験は実施していない(2009年度をもって廃止した)。

(3) 追試験

本研究科は、別紙の通り、病気などの事由により期末試験を受験できなかった者のために追試験を実施している。その実施基準は「司法研究科 追試験について」において明確に定めるところであり、シラバスに記載して学生に周知している。また、本試験受験者と追試験受験者との間に不公平が生じないように、同一問題や類似問題を避けるなど、問題の作成に当たり配慮している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-2-6「2022 年度カリキュラム改正について」
- ・資料 2-4-1「2023 年度履修の手引き(学業及び履修について)」pp.5-7、pp.8-10
- ・資料 2-10-1「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則(2024・2023年度生向け)」
- ・資料 2-10-2「成績評価に関する申合せ」
- ・資料 2-10-3「2023年度各科目の成績評価の割合(春学期、秋学期)」
- ・資料 2-10-4「成績評価基準の割合によらず成績評価を行う合理的理由の報告」
- ・資料 2-10-5「司法研究科 追試験について」

2-11 成績不振の学生に対する措置

2-11 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。

司法研究科における成績評価および進級に関する規則に基づき、修得単位数及びGPAの基準を用いた進級要件を定めている。

共通到達度確認試験の結果は、秋学期にこれを考慮することができるすべての科目において成績評価の一部となっている。このことから、共通到達度確認試験において成績不良の学生は進級に必要な科目について良い成績を修めることができないこととなり、GPAが低いものとなる。このような形で、共通到達度確認試験の結果は、進級の可否に影響を与えている（進級できなかった者の数については、2-21 参照）。なお、2024年度から、共通到達度確認試験の成績不良の学生に対して個別面談を行うことを予定している。これによって、成績不良の原因を探究し、今後の指導に役立てることを目指している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-4-1「2023年度履修の手引き(学業及び履修について)」p.10
- ・資料 2-10-1「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則(2024・2023年度生向け)」
- ・「2024法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

司法研究科における成績評価及び進級に関する規則(抜粋)

(進級要件)

第2条 法学未修者 1年次を終了する年度末において、A群必修科目 26 単位のうち 22 単位以上を修得し、かつ、A群必修科目の評定平均(GPA)が 2.30 以上である者は、次の年次への進級を認める。

2 法学未修者 2年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。

- 一 法学未修者 1 年次配当のA群必修科目 26 単位を修得していること。
 - 二 法学未修者 2 年次配当のA群必修科目 4 単位のうち、2 単位以上を修得していること。
 - 三 B群必修科目（刑事訴訟実務の基礎を除く。以下同じ。）及び 2 年次に配当するC群必修科目の計 24 単位のうち 20 単位以上を修得していること。
 - 四 A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が 2.30 以上であること。
- 3 法学既修者 1 年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 法学未修者 1 年次及び法学既修者 1 年次配当のA群必修科目 30 単位のうち、28 単位を修得していること。
 - 二 B群必修科目及びC群必修科目（履修登録、単位取得の有無を問わず、次に掲げる科目に限る。これらを指して、以下「最終年次進級判定対象科目」という。）の計 24 単位のうち 20 単位以上を修得していること。

最終年次進級判定対象科目

- ・民事訴訟実務の基礎
- ・法曹倫理
- ・憲法演習 I
- ・行政法演習 I
- ・刑法演習 I、刑法演習 II
- ・刑事訴訟法演習 I
- ・民法演習 I、民法演習 II、民法演習 III
- ・民事訴訟法演習 I

- 三 A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目（B群及びC群につき最終年次進級判定対象科目に限る。）の全体の評定平均（GPA）が 2.30 以上であること。

（出典：「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則（2024・2023年度生向け）」）

2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用

2-12 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。

学生に対しては、試験実施後に全科目において試験問題の出題趣旨、採点基準、講評を文書で公表しており、司法試験科目（選択科目含む）については、原則として講評会において解説を行うこととしている。成績通知書の交付日から1週間以内に成績評価に対する疑義の質問や異議申し立てを行えることとしており、成績評価について異議が申し立てられた場合、担当教員は、その内容を検討し、学生に対して、書面又は口頭により、申し立てに対する判断と理由を説明する。担当教員の判断や説明に納得できない学生に対しては、同志社の全学的な制度であるクレーム・コミッティへの不服申し立てが認められている。クレーム・コミッティにおいて、異議申し立てを相当と認められた場合には、学内の取扱い要領に従って、是正措置が図られることになる。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-4-1「2023年度履修の手引き(学業及び履修について)」pp.9-10
- ・資料 2-10-3「2023年度各科目の成績評価の割合(春学期、秋学期)」
- ・資料 2-12-1「2023年度春学期・秋学期末試験講評会日程」
- ・資料 2-12-2「クレーム・コミッティ制度に関する申合せ」

成績評価に関する異議申し立て

成績評価について異議申し立てをしたい場合は、当該学期の成績通知日から1週間以内に、司法研究科事務室に「成績評価に関する異議申し立て書」を提出してください。

科目担当者から面談や文書・E-mail・電話等により回答します。また、希望者には、試験答案等を示して答案の内容や評価基準について説明することがあります。なお、回答結果に納得せず、クレーム・コミッティによる調整が必要と判断される場合は、司法研究科のクレーム・コミッティが対応しますので、司法研究科事務室に申し出てください。

ただし、成績評価に関する異議以外(個別講評や学習指導等)については、直接、各教員に連絡してください。

(出典:「2023年度履修の手引き(学業及び履修について)」p.10)

2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動

2-13 組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること (FD活動)。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること。

(1) FD体制の整備及びその実施

本研究科内にFD委員会を設置し、また、これとは別に、教授会の全構成員を対象とするFD活動の場である教育推進会議を設け、FD活動を実施している。また、京大との連携事業に基づき、基本法律科目については科目の内容、段階的な学修の体系、教授方法、教材の開発について連携してFD活動を行っている。

・FD委員会

FD委員会では、授業に関する中間アンケートや授業評価アンケートの内容の確認、授業傍聴の実施その他の教育の内容及び方法の工夫、改善を図るための方策等についての検討、取組みを行っている。

このFD委員会における各種のFD活動の内容と成果及び今後の教学上の改善方法及び方向性については、FD委員会の開催後、教授会において報告し教授会全体で議論を行ってきた。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-1「司法研究科FD委員会規則」
- ・資料 2-13-2「2023年度FD委員会記録」
- ・資料 2-13-3「FD委員会に関する教授会記録」

・教育推進会議

2009 年度より、教育推進会議を設け、恒常的なFD委員会によるFD活動による成果及び主

任会が重要であると考えた教学上の問題について、原則として各年度 2 度に渡って開催してきた。

教育推進会議は、全専任教員及び嘱託講師として本研究科の授業を担当する教員からなる会議体であり、授業方法、カリキュラム、教材開発、成績評価、クラス編成等FDに関する事項について、全教員で議論を行うものである。

これまで、各科目の履修方法、授業時間割の設定方法、学生の選択による指導教授制の導入、習熟度別クラス編成のあり方、文書指導を含む授業内容の改善等々につき、検討を行い、改善策を提案してきた。その結果を受け、例えば、現在のカリキュラム(2-2参照)への改正や、習熟度別クラスの導入(2-6参照)といった改善がなされてきた。とりわけ近年は、在学中受験への対応が懇談のテーマとなっており、教育推進会議における検討を経て、演習の前倒しクラスが新設された。

なお、教育推進会議で議論がなされた結果、本研究科の諸規程、各種の申合せ、修了要件等の改正が必要であるといったような場合には、教授会において審議の上、各諸規程の改廃を行ってきた。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-4「司法研究科教育推進委員会規則」
- ・資料 2-13-5「教育推進会議次第(2023年度)」

開催日	出席者	懇談のテーマ
2023 年度 第 1 回 (2023 年 6 月 7 日)	専任 20 名	・2022 年度秋学期授業評価アンケート及び 2023 年度 春学期中間アンケートの集計結果について ・在学中受験クラスや習熟度別クラスの在り方について ・2024 年度学年暦について ・学生数増加に伴う対応について ・その他
2023 年度 第 2 回 (2023 年 11 月 22 日)	専任 18 名 専任以外 2 名	・2023 年度春学期授業評価アンケート及び 2023 年度 秋学期中間アンケートの集計結果について ・令和 5 年司法試験の結果について ・成績発表時期について ・再履修について

		<ul style="list-style-type: none"> ・在学中受験クラスについて ・その他
--	--	---

・授業傍聴

FD委員会の決定に基づき、中間アンケートの集計結果が教員間に配付される時期に授業傍聴期間を設け、本研究科の教員は自由に、その期間中に授業を傍聴できることとしている。また、授業傍聴の実施を促すために、傍聴することを勧める授業科目を記載した教員個別宛ての文書も各教員に送付している。授業を傍聴した教員は授業傍聴報告書を作成して事務室に提出するものとしている。

提出された報告書は、授業傍聴を受けた担当教員に伝達するとともに、主任会、FD委員会で点検している。授業傍聴報告書を点検した結果、授業改善のために共有すべき事項が見いだされるときは、FD委員会において報告懇談を行うこととしている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-6「授業傍聴週間（春学期）、（秋学期）について」
- ・資料 2-13-7「授業傍聴報告書」

・京大との連携FD事業

2014 年度から、同志社大学大学院司法研究科と京都大学法科大学院とで、FD事業を推進し、相互に授業内容、教材、成績評価方法を一層改善するために同志社大学司法研究科長及び京都大学法科大学院専攻長並びに両研究科教務主任で構成する連携FD協議会を置き、各年度2回協議会を開催している。そこでの意見を踏まえて、法律基本7科目については、法分野ごとに連携FD分科会を置き、科目ごとに授業内容、授業方法につき意見交換を行っている。

特に、単位互換科目の対象分野については、年1回以上連携FD分科会を開催するとともに、本法科大学院の教員と京都大学の教員が相互に授業を参観してそれぞれ報告書を作成し、本法科大学院における連携科目の授業の改善に努めている。また、京都大学の開講科目である民事法文書作成については、本研究科の担当教員も作問者会議に出席して共同で起案問題を作成するほか、実務家による添削内容を研究者教員が点検して起案の評価原案を策定し、京都大学において行われる講評を聞き、これを踏まえて、本研究科の受講者に対する必要な個別支援を行うなど授業の実施、教材の作成に共同で関与することで、本研究科における教授方法等の改善を

図っている。2018年度以降は、法学未修者に対する教育について、基礎演習の教材、期末試験問題及び同講評、授業で使用する小テストを交換し、内容の改善に役立てている。さらに、単位互換科目を受講した本研究科の学生に対しては、聞き取り調査を実施して、そこで出た意見を、授業内容の見直しの際に参考の材料とすることによって、授業方法の改善に役立てている。

<根拠・参照資料>

・資料 2-13-8「連携FD分科会記録」

・コア・カリキュラムへの対応

本研究科は、「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」に即して、その教育水準を最低限確保するために、「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コア・カリキュラム)を教育に導入し、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学修を推進するため、授業科目ごとに、コア・カリキュラムの項目のうち、授業において取り扱う項目と自学自習に委ねる項目を明示した学習進捗状況確認表に相当する一覧を作成し、これを学生に示している。この共通の到達目標は、年度初めに、法改正や判例等を踏まえた上で、内容を見直して新たな共通到達目標を学生に配付している。これによって、本研究科の個々の授業内容及び全体としての授業内容が、少なくともコア・カリキュラムの全体について、適切に授業及び自学自習によって教授されることを担保する体制がとられている。

<根拠・参照資料>

・資料 2-13-9「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について(2023年度生用)」

・資料 2-13-10「共通的な到達目標に対するカリキュラム対応状況に関する資料の確認について(お願い)」

(2) 学生や修了生の意見の聴取、学習成果の検証

学生による授業評価アンケートは、開設以来毎年春・秋学期に実施している。学生が寄せたコメントについては、改善又は回答を要する事項を各教員が抽出して、これに対する回答、応答の概要につき報告書をFD委員会に提出した上で、FD委員会がその提出状況、対応状況を点検することになっている。

2023年度春学期は7月17日～7月22日、秋学期は1月12日～1月18日に実施した。アンケート実施対象教員は、兼担、兼任を含む全教員で、対象科目は、全科目である。アンケートは回収後、司法研究科事務室で整理したものを、FD委員会及び各担当教員に配付し、個々の授業内容や方法の改善に役立っている。点数評価の項目については、学年毎にグラフ化し、アンケートの現物と共に各担当教員に配付している。学生に対しては、アンケートの集計結果（自由記載欄除く）を閲覧に供する旨、アンケート用紙に記載するとともに、司法研究科事務室において閲覧に供している。

なお、授業評価アンケートについては学期末にのみ実施する方法では、アンケート結果を当該学期の授業改善に役立てることができないため、それぞれの学期の授業が開始されてから3分の1程度の授業回数となる時期に中間アンケートを実施し、その結果を直ちに授業改善に役立っている。2023年度春学期は5月19日～5月25日に、秋学期は10月21日～10月27日に実施した。

現状ではきわめて高い割合の学生（90%前後）が法科大学院生としての学力の修得に役立つと考えていることから、個別の授業科目の到達目標と授業の内容及び方法が適切に実施されていることが推知される。

また、学生の指摘によって明らかになった問題点がある場合には、とりわけ中間アンケートについては、担当教員が改善又は回答を要する事項について、学生に対して回答し、その概要についてFD委員会に報告するものとして、改善を要する事項があった場合には、その対応状況についてもFD委員会においてこの内容を確認することで、授業が授業目標との関係で適切に実施されることを担保する体制をとっている。

修了生からの意見聴取としては、各教員が適宜個別に修了生と連絡を取ることで意見聴取がなされているとともに、「LS学生提言箱」を設置して意見を聴取する手立てを講じている。そのうえで、個別の対応を要する事項については個別に対応し、一般的な改善事項については、主任会において対応策を検討している。また、司法試験に合格した修了生による合格体験記をOB会である寒梅会が作成・配布することにより、修了生に関する情報を共有することとしている。

「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果（抜粋）

(11) この授業は法科大学院としての学力の習得に役に立つものでしたか？	2023年度春学期	2023年度秋学期
1:強く思う	48.8%	50.5%
2:そう思う	44.5%	44.7%
3:どちらともいえない	4.6%	3.2%
4:そう思わない	1.2%	0.6%
5:全くそう思わない	0.7%	0.7%
6:回答できない	0%	0.3%

以上の通り、各種アンケートによりピアトゥピアによる授業評価、学生による授業評価、さらには成績評価による分布とその根拠を中心に恒常的にFD委員会を中心にして、FD活動を行い、この成果を教授会に報告して問題意識を共有するとともに、重要問題については、教授会構成員のみならず、授業担当者全員でFDについて議論を尽くす機会を設け、加えて、京都大学との連携によって、法律基本科目については個別的にFD活動を行うだけでなく、組織運営についても両研究科で意見交換を行ってきた。これらの不断の努力によって本研究科におけるFD事業は有効に機能している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-2「2023年度FD委員会記録」
- ・資料 2-13-11「2023年度期末アンケート用紙（サンプル）」
- ・資料 2-13-12「2023年度「学生による授業評価アンケート」科目別分野集計結果（春学期・秋学期）」
- ・資料 2-13-13「2023年度 司法試験 合格体験記」

(3) 司法試験の合格状況についての把握と分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況については、毎年、司法試験合格発表直後に、主任会において詳細に分析を行い、結果に関する各種の統計的資料とともに、検討・分析結果を教授会において報告し、懇談を行っている。

司法試験の合格状況は、法科大学院基礎データ「表 7 司法試験の合格状況」に示したとおりであるが、このうち、5 年間の評価対象期間の合格率は、全修了者のうちの受験者の合格者・合格率についてみれば、2019(令和 1)年は 9 名(既修 8 名、未修 1 名)・7.7%(全国法科大学院平均 29.1%)、2020(令和 2)年は 28 名(既修 24 名、未修 4 名)・23.7%(全国法科大学院平均 32.7%)、2021 年(令和 3)は 39 名(既修 36 名、未修 3 名)・35.5%(全国法科大学院平均 34.6%)、2022(令和 4)年は 25 名(既修 20 名、未修 5 名)・30.9%(全国法科大学院平均 37.7%)、2023(令和 5 年)は 29 名(既修 27 名、未修 2 名)・33.3%(全国法科大学院平均 40.6%)という結果である。なお、在学中受験資格のデータのみを挙げると、2023(令和 5 年)は受験者数 21 名(既修 19 名、未修 2 名)、短答式試験合格者数 19 名、最終合格者数 10 名(既修 10 名、未修 0 名)・合格率 47.6%という結果である。

以上の通り、2019 年度の合格者数は大幅に減少したが、2021 年度は近年では 2015 年度に次ぐ合格者数となっており、とくに 2020 年度修了者の合格者数が多くなっている。2019 年度の不振は、合格圏にあると考えていた新修了者の多くが短答式試験で不合格となったことが主因であると分析していたが、2020 年度は 2019 年度修了者が 12 名合格しており、この結果はそれを裏付けていたとも考えられる。2021 年度に合格者が増えたのは、本法科大学院での成績上位者が順当に合格したことが主因であると考えられる。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表 7
- ・資料 2-13-14「司法試験合格状況と本学学業成績との相関関係について(2022 年度・2023 年度修了者)」
- ・資料 2-13-15「司法試験合格状況(修了年度・未修既修別内訳)」

(4) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する分析

本研究科における標準年限修了者数と修了率については、「本研究科における修了認定状況の推移」に記載するとおりである。

これについても、主任会において経年分析を行い、その分析結果等を教授会において配布し、問題点等の検討や対応策についての懇談を行っている。

<根拠・参照資料>

・資料 2-13-16「本研究科における修了認定状況の推移（2019年度～2023年度）」

2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜

2-14 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること。また、複数の入学試験を設けている場合には、各々の選抜方法の位置づけ及び関係を明確にしていること。

(1) 本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、研究科として求める学生像に関するアドミッション・ポリシーを設定・公表している。

本法科大学院は、このアドミッション・ポリシーに照らし、厳格な基準の下で入学者を選抜している。アドミッション・ポリシーは本法科大学院のホームページで公開するとともに、パンフレット及び入学試験要項にも記載している。また、入学試験の概要は本法科大学院のホームページに掲載し、出願書類等をダウンロード可能とすると共に、紙媒体の入学試験要項（願書）を無料で配布している。

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.1

・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024年度版」pp.3-4

・同志社大学法科大学院ホームページ「アドミッション・ポリシー」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/admission_policy/

・同志社大学法科大学院ホームページ「出願書類」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/qa_03/

・資料 2-14-1「2024年度 大学院外国人留学生入学試験要項（抜粋）」pp.212-220

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、入学試験要項に記載するとともに、ホームページでも公開し、事前に

広く社会に公表している。

本法科大学院の2024年度入学試験の概要は、以下の通りである。

I 一般入学試験

1 入試会場

前期日程は、京都、東京、福岡の3会場で実施（ただし、B方式とC方式は京都会場のみ）。後期日程は京都会場のみ。

2 入試方式

(1) 法学未修者入試(A方式、B方式、C方式)

A方式(一般)

B方式(社会人特別選抜)

C方式(英語優秀者特別選抜)

(2) 法学既修者入試(D方式)

以下の2つの受験型からいずれかを選択。いずれの受験型を選んでも、合否判定上、有利・不利はない。

① 行政法・商法受験型(憲法、民法、刑法、行政法、商法の5科目)

② 民訴法・刑訴法受験型(憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目)

前期日程

入試方式		試験会場	募集人数
A方式	法学未修者 一般入試	京都・東京・福岡	前期・後期
B方式	法学未修者 社会人特別選抜入試	京都	合計 20 名
C方式	法学未修者 英語優秀者特別選抜入試	京都	
D方式	法学既修者 一般入試	京都・東京・福岡	前期・後期 合計 40 名

前期A方式: 法学未修者一般入試(小論文と出願書類により審査)

前期B方式: 法学未修者社会人特別選抜入試(社会経験を有する者を対象に、面接試験と出

願書類により審査)

前期C方式: 法学未修者英語優秀者特別入試(英語能力が優秀な者を対象に、面接試験と出願書類により審査)

前期D方式: 法学既修者入試(法律科目試験と出願書類により審査)

後期日程

入試方式		試験会場	募集人数
A方式	法学未修者 一般入試	京都	前期・後期 合計 20 名
B方式	法学未修者 社会人特別選抜入試	京都	
C方式	法学未修者 英語優秀者特別選抜入試	京都	
D方式	法学既修者 一般入試	京都	前期・後期 合計 40 名

後期A方式: 法学未修者一般入試(小論文と出願書類により審査)

後期B方式: 法学未修者社会人特別選抜入試(社会経験を有する者を対象に、面接試験と出願書類により審査)

後期C方式: 法学未修者英語優秀者特別入試(英語能力が優秀な者を対象に、面接試験と出願書類により審査)

後期D方式: 法学既修者入試(法律科目試験と出願書類により審査)

3 併願

同一日程内で、あらゆる組合せの併願が可能。また、法曹コース特別選抜入学試験の出願資格を満たす者は、E方式及びF方式との併願も可能。同一日程内であれば、いくつ併願しても入学検定料(25,000円)は同じ。

II 法曹コース特別選抜入学試験

1 入試会場

前期日程は、京都、東京、福岡の3会場で実施。後期日程は京都会場のみ。

2 入試方式

法学既修者入試 (E方式、F方式)

E方式 (5年一貫型教育選抜入試)

F方式 (開放型選抜入試)

前期日程

入試方式		試験会場	募集人数
E方式	法学既修者 5年一貫型教育選抜入試	会場では実施しない	前期・後期 合計5名
F方式	法学既修者 開放型選抜入試	京都・東京・福岡	前期・後期 合計5名

後期日程

入試方式		試験会場	募集人数
E方式	法学既修者 5年一貫型教育選抜入試	会場では実施しない	前期・後期 合計5名
F方式	法学既修者 開放型選抜入試	京都	前期・後期 合計5名

3 併願

同一日程内で、あらゆる組合せの併願が可能。また、一般入学試験のA～D方式と併願することも可能。同一日程内であれば、いくつ併願しても入学検定料(25,000円)は同じ。

近年の主要な改正点は、以下の通りである。

2020年度入試においては、次の変更を実施している。

・履修免除試験の受験科目の変更

それぞれの受験型で受験対象外となっている科目（「行政法・商法受験型」の場合は民事訴訟法及び刑事訴訟法、「民訴法・刑訴法受験型」の場合は行政法及び商法）の受験に加えて、前期日程（※）で法学既修者として合格した者には、基準点に満たなかった科目の受験も認める。これにより、一定の水準に達していると認められた場合は、当該科目に対応する法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を免除する。

※入学試験後の約半年間の学修の成果を判定するという趣旨から、後期日程は対象外とする。

・履修免除試験の試験時間及び試験時間割の変更

履修免除試験の受験科目の変更により、同試験の試験時間及び試験時間割を変更。

2021年度入試においては、前年度からの変更はなかった。

2022年度入試においては、次の変更を実施している。

・法曹コース特別選抜入試の法曹養成連携協定締結大学およびその他の大学の連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という）を修了した者のための入学者選抜試験として、法曹コース特別選抜入試を実施する。同入試では、法学既修者5年一貫型教育選抜入試（E方式）と法学既修者開放型選抜入試（F方式）の各方式を設け、E方式では、法曹コースにおける学業成績、志望理由書等の出願書類をもとに評価を行い、F方式では、法曹養成連携協定締結大学またはそれ以外の大学の法曹コースにおける学業成績、志望理由書等の出願書類に加えて、憲法・民法・刑法の論文式試験の成績をもとに評価を行う。各方式の前期日程入試では、学業成績は法学部2年次終了時点のものを評価対象とし、上記の判定資料を加えて第一次合否判定を行い、第一次合否判定において合格した者について、3年次の春学期成績の成績を含む法曹コースの成績証明書を提出させ、それに基づき最終合否判定を行う。法曹コース特別選抜入試の募集人数は、前期・後期日程であわせて各方式で5名ずつ、合計10名とする。これに伴い、従前の既修者入試の募集人数を前期・後期日程の合計50名から40名に改める。

なお、法曹コース特別選抜入試の導入に伴い、従前の各入試方式を一般選抜入学試験とする。

・B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において用いる読解用の文章を、これまでの1000字程度の文章から、1500字程度の文章へと改め、文章読解力および論理的思考力を有しているかの審査を充実化することとした。

2023年度入試においては、次の変更を実施している。

・法学既修者5年一貫型教育選抜入試(E方式)と法学既修者開放型選抜入試(F方式)について、①法曹コース(E方式の場合は法曹養成連携協定締結大学の法曹コース)修了に4年間を超えない者と②前年度に法曹コース(F方式の場合は法曹養成連携協定締結大学の法曹コース)を修了したが早期卒業をせずに学部在籍中の者(ただし、学部の卒業までに4年間を超えた年限を要した者は除く。)に出願資格を認めることとした。

2024年度入試においては、次の変更を実施している。

・C方式(英語優秀者特別選抜入試)の出願資格を厳格方向に変更した。すなわち、「TOEIC® LISTENING AND READING テスト(TOEIC®テスト) 850点以上、TOEFL iBT®テスト 92点以上、TOEFL® CBT テスト 237点以上、又は実用英語技能検定(英検)Ⅰ級のいずれかの保有者、又は英語圏の高等学校卒業者(日本人学校は除く)、大学卒業者、大学院修了者のいずれかであることを要件とする。TOEFL iBT®テストについてMyBest™スコアは活用しない。」こととした。

2025年度入試においては、次の変更を実施する。

・入試の実施方法について、前期日程・後期日程とも2日間での実施とし、1日目を法学既修者入試、2日目を法学未修者入試とする。

・実施会場について、法学未修者入試は、前期日程・後期日程とも京都会場のみでの実施とする。法学既修者入試は、前期日程は京都・東京・福岡会場で実施し、後期日程は京都会場のみでの実施とする。

・法律科目試験の試験時間について、法学既修者入試の法律科目試験のうち、憲法、民法、刑法の試験時間を60分に、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法の試験時間をそれぞれ40分とする。

・法学既修者一般入試(D方式)における法律科目試験の科目型選択制を廃止する。すなわち、D方式における法律科目試験の科目型選択制(「行政法・商法受験型」「民法・刑法受験

型)」を取りやめ、必須となる憲法、民法、刑法の3科目に加えて、最大7科目を受験することを可能とする。

・法学既修者入試の合否判定について、法律科目試験の科目において、採点後に偏差値を用いて調整した点数によって合格、不合格を判定する。D方式においては、憲法、民法、刑法の3科目(各100点満点)と商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法の4科目のうち上位2科目(各50点満点)の合計5科目(400点満点)の調整後の点数にて判定を行う。法学既修者開放型選抜入試(F方式)においては、憲法、民法、刑法の3科目(各100点満点)の調整後の点数にて判定を行う。

<根拠・参照資料>

<根拠・参照資料>

・資料1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」pp.9-12、18-19

・同志社大学法科大学院ホームページ「入試の概要」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/prospectus/

・資料2-14-1「2024年度 大学院外国人留学生入学試験要項(抜粋)」pp.217-218

・資料2-14-2「2024年度 一般入学試験の選抜方針・選抜方法について」

・資料2-14-3「2024年度 法曹コース特別選抜入学試験の選抜方針・選抜方法について」

・資料2-14-4「2024年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」

・資料2-14-5「2024年度入学試験の出題形式・実施方法・採点方法について」

(3) 学生募集方法及び入学者選抜方法は、入学試験要項への記載に加えて、入学試験要項が配布される時期と同時に本法科大学院のホームページにおいても公表している。入学試験要項については、希望者には寒梅館管理人室及び司法研究科事務室にて無償で配布している。遠方の希望者には郵送でも対応している。また、学内で実施している入学試験説明会についても、実施日時等を公表して他大学の学部学生及び社会人も参加できるよう配慮している。入学試験実施日程については、前期日程が8月下旬の土曜日、後期日程が翌年1月下旬の日曜日としてお

り、前期日程は学部学生が夏期休暇期間中の土曜日、後期日程は学期末試験期間中ではあるが、学期末試験がない日曜日を設定している。社会人にとっては両日程とも比較的受験が容易であると思われる。これらにより、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっている。(なお、2025年度入試から、前期日程(8月下旬の土日)・後期日程(1月下旬の土日)とも2日間での実施とし、1日目を法学既修者入試、2日目を法学未修者入試とするが、従前と同様に、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものと見える。)

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」pp.2-3

・同志社大学法科大学院ホームページ「出願書類」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/qa_03/

(4) 本法科大学院は以下に述べるように6つの選抜方法を実施(ただし、E方式とF方式は、2022年度入試(2021年8月)～)している。

①A方式 法学未修者一般入試

法学未修者一般入試においては、小論文、大学学部等における学業成績及び志望理由書等の出願書類を勘案して本法科大学院における3年間の学修に耐える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、文章表現能力、人権感覚及び強い学習意欲が備わっているかを判定している。

②B方式 法学未修者社会人特別選抜入試

社会人特別選抜入試においては、面接試験による評価及び自己推薦書等の出願書類によって、本法科大学院における3年間の学修に耐えうる読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識に加えて、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にした特に優れた能力が備わっているかを判定している。B方式特有の出願資格として、

出願時点において官公庁・企業等における勤務経験や自営業者としての経験等を通算して2年以上有していることを要する。

面接試験では、出願書類の記載内容等について質問するとともに、1500字程度の文章を読んだうえで、読解力及び論理的思考力を有しているかの観点から質問することによって、受験者の文章読解力、論理的思考能力、社会人経験を判定している。

③C方式 法学未修者英語優秀者特別選抜入試

英語優秀者特別選抜入試においては、面接試験による評価、英語能力・資格及び志望理由書等の出願書類によって、本法科大学院における3年間の学修に耐えうる読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識に加えて、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にした説得・交渉の能力、行動力等の特に優れた能力を判定している。C方式特有の出願資格として、TOEIC® LISTENING AND READING テスト (TOEIC®テスト) 850点以上、TOEFL iBT®テスト 92点以上、TOEFL® CBT テスト 237点以上、又は実用英語技能検定(英検)Ⅰ級のいずれかの保有者、又は英語圏の高等学校卒業者(日本人学校は除く)、大学卒業者、大学院修了者のいずれかであることを要件とする。TOEFL iBT®テストについて MyBest™ スコアは活用しない。

面接試験では、出願書類の記載内容等について質問するとともに、1500字程度の日本語の文章を読んだうえで、受験者の読解力及び論理的思考力を判定している。

④D方式 法学既修者一般入試

法学既修者一般入試においては、筆記試験(法律科目)の成績、大学学部等における学業成績及び志望理由書等の出願書類によって、本法科大学院における2年間の学修に耐えうる法律基本科目についての基礎的な知識と法的判断能力、読解力、文章表現能力、論理的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力等の能力を判定している。

⑤E方式 法学既修者5年一貫型教育選抜入試

法学既修者5年一貫型教育選抜入試においては、法曹コースにおける成績及び志望理由書等の出願書類によって、本法科大学院における2年間の学修に耐えうる法律基本科目についての基礎的な知識と法的判断能力、読解力、文章表現能力、論理的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力等の能力を判定している。

⑥F方式 法学既修者開放型選抜入試

法学既修者開放型選抜入試においては、法曹コースにおける成績、志望理由書等の出願書類及び論文式試験（憲法・民法・刑法）の成績によって、本法科大学院における2年間の学修に耐えうる法律基本科目についての基礎的な知識と法的判断能力、読解力、文章表現能力、論理的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力等の能力を判定している。

このように、6つの選抜方法はそれぞれ異なる角度から受験者の法曹となる基本的な素養を判定して本法科大学院における学修に耐える能力が備わっているかを厳格に判定するものである。しかし、同一人においても上記6つで判定されるそれぞれの能力が全て備わっている可能性も当然あることから、6つの入学試験を全て併願することを認めている。6種の選抜方法でそれぞれ前期日程、後期日程の2度に渡って入学試験を実施している。

また、外国人留学生を対象として、以下の2つの選抜方法を実施している。

①RA方式 外国人留学生（法学未修者入試）

外国人留学生（法学未修者入試）においては、筆記試験（小論文）、面接試験、志望理由書等の出願書類によって、本法科大学院における3年間の学修に耐えうる基礎学力としての日本語での読解力、文章表現能力、理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲が備わっているかを判定している。

面接試験は日本語で行う。出願書類を参考にしてその記載内容等について質問することで受験者の文章力、思考能力、日本語能力を判定している。

②RB方式 外国人留学生（法学既修者入試）

外国人留学生（法学既修者入試）においては、筆記試験（法律科目）、志望理由書等の出願書類によって、本法科大学院における2年間の学修に耐えうる法律基本科目についての基礎的な知識及び法的判断能力、読解力、文章表現能力、論理的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力等の能力が備わっているかを判定している。

これら2つの外国人留学生入試は、それぞれ異なる角度から受験者の法曹となる基本的な素

養を判定して本法科大学院における学修に耐える能力が備わっているかを厳格に判定するものであるが、これら2つの判定されるそれぞれの能力がいずれも備わっている可能性もあることから、2つの入学試験を併願することを認めている。なお、外国人留学生入試は前期日程のみの実施である。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」pp.9-10、18
- ・資料 2-14-1「2024 年度 大学院外国人留学生入学試験要項(抜粋)」p217
- ・資料 2-14-2「2024 年度 一般入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-3「2024 年度 法曹コース特別選抜入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-4「2024 年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「入試の概要」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/prospectus/

(5) 法学未修者入試に際して、小論文や面接試験は法学知識を問うものではなく、法学知識の有無が分かる資料によって配点していない。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-14-2「2024 年度 一般入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-4「2024 年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-5「2024 年度入学試験の出題形式・実施方法・採点方法について」
- ・資料 2-14-6「2024 年度入試における合否判定方法」

(6) 飛び入学

大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本法科大学院が認めた者（いわゆる「飛び入学」）に対し、出願資格を認めている。具体的には、2024年度入試では下記の者としている。

- ① 2024年3月末において、大学在学期間が3年に達し、112 単位以上（卒業に必要な単位

に算入される科目であれば、科目の内容は問わない。)を優秀な成績で修得する見込みの者。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。また、在学留学制度などを利用して別の大学に在学した期間は在学期間に算入することとし、この場合在学期間が3年を超える場合でも「飛び入学」を認めることがある。

- ② 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。

上記については、入学試験要項の出願資格にも明記しており、本法科大学院のホームページにおいても公表されている。

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.5

・同志社大学法科大学院ホームページ「入試 Q&A」p.6

https://law-school.doshisha.ac.jp/wp-content/uploads/2024/05/20250527_qa.pdf

(7) 身体に障がいのある学生から受験の希望があった場合には、拡大版の六法の準備や試験時間の適正な延長など、これまでのところ全て対応することができている。

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024 年度入学試験要項」p.15

(8) 入学試験は、本法科大学院の専任教員の全員体制で実施している。その中心となるのは、「司法研究科入試実行委員会」である。同委員会は、教授会で決定した次年度の入学試験要項に基づいて、当該入学試験の実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を厳格に行っている。なお、同委員会は、研究科長、教務主任及び研究主任を中心に構成されている。

<根拠・参照資料>

・資料 2-14-7「同志社大学司法研究科入試実行委員会規則」

2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置

2-15 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。

(1) 本法科大学院の入学定員に対する入学者比率は、下の表に掲げたとおり、2020 年度においては、50%を割り過度の不足状態であった。もっとも、評価対象期間である5年間で過度の不足状態となったのは当該年度のみである。なお、評価対象期間である5年間で 10%以上超過したことはない。

収容定員に対する在籍学生数の比率は、下の表に掲げたとおり、評価対象期間である 5 年間で過度(10%以上)の超過又は過度(50%以上)の不足となったことはない。

なお、入学者数は評価対象期間である5年間で一度も 10 名未満ともなっていない。

年度	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2019 年度	70 名	46 名	65.7%	160 名	107 名	66.8%
2020 年度	70 名	30 名	42.9%	160 名	96 名	60%
2021 年度	70 名	47 名	67.1%	160 名	98 名	61.2%
2022 年度	70 名	68 名	97.1%	160 名	131 名	81.8%
2023 年度	70 名	69 名	98.6%	160 名	156 名	97.5%

<根拠・参照資料>

・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表 8

(2) 過去5年間で入学者選抜における競争倍率が2倍未満となったことは、本法科大学院においては一度もなく、競争性の確保に配慮して質の高い受験者にのみ合格の判定を行っている(なお、今回の評価対象期間は 2019~2023 年度であるところ、2019 年度にて実施した入試は

2020年度入試、2023年度にて実施した入試は2024年度入試であるため、2020～2024年度入試について数値を示した。)

年度	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率
2020年度	209名	178名	88名	2.02倍
2021年度	228名	200名	95名	2.10倍
2022年度	369名	323名	136名	2.37倍
2023年度	460名	407名	150名	2.71倍
2024年度	541名	449名	151名	2.97倍

<根拠・参照資料>

・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表8

(3) 法科大学院が設置されていない大学の法学部等に出向いて説明会を開催するなど日々の学生募集のための堅実な努力を行っている。

また、法学部からの早期卒業による入学者の確保については、繰り返し説明会を実施し、奨学金の確保にも注力するなど、その拡充と学部との連携の強化に努めている。さらに、いわゆる法科大学院キャラバンなどの広報活動を実施している。

<根拠・参照資料>

・資料2-15-1「入試広報委員会報告」

・資料2-15-2「早期卒業制度を利用した司法研究科(法科大学院)への進学に関する説明会」

・同志社大学法科大学院ホームページ「同志大学法科大学院入試説明会」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex_info/4447/

2-16 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

2-16 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多様な経験を有する者を入学させるために、適切な配慮を行っていること。

法学未修者一般入試に加えて、社会経験を有している者を対象とした社会人特別選抜入試、英語能力が優秀な者を対象とした英語優秀者特別選抜入試及び外国人留学生入試を実施し、その能力や経験等を適切に評価したうえで、多様な知識及び経験を有する者を積極的に受け入れている。

このように、本法科大学院では、法学部以外の学部・研究科の出身者や「社会人」（本法科大学院では、「入学時に大学（大学院等を含む。）卒業後3年以上経過している者」をいう。なお、ここでいう「社会人」は、社会人特別選抜入試（B方式）の出願資格とは異なる。B方式の出願資格である「社会人」に勤務経験等を要求している理由は、B方式では筆記試験が課されないところ、それは社会人としての勤務経験等によって代替可能との制度設計に由来する。）も積極的に受け入れるとの方針の下、他学部出身者及び社会人を積極的に受け入れるよう努めている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024 年度入学試験要項」p.5
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「過去の入試結果・履修免除試験結果」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/result/

2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価

2-17 入学者の適性、能力等に対する適確かつ客観的な評価により、適切な水準の学生を受け入れていること。法学未修者の受け入れにあっては、文部科学省の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を踏まえて入学者選抜を行っていること。

(1) 入学者選抜に当たっては、筆記試験の成績と出願書類に基づき、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者が入学できるよう配慮している。適格かつ客観的に評価するために、「2024 年度 一般入学試験の選抜方針・選抜方法について」、「2024 年度 法曹コース特別選抜入学試験の選抜方針・選抜方法について」、「2024 年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」、「2024 年度入学試験の出題形式・実施方法・採点方法について」、「2024 年度入試における合否判定方法」に基づいて行っている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-14-2「2024 年度 一般入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-3「2024 年度 法曹コース特別選抜入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-4「2024 年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・資料 2-14-5「2024 年度入学試験の出題形式・実施方法・採点方法について」
- ・資料 2-14-6「2024 年度入試における合否判定方法」

(2) 2019 年度入学試験から、法科大学院適性試験の利用が任意化されたことに伴い、本法科大学院ではこれを利用しないこととした。既修者試験と未修者試験のうち小論文試験を実施するものについては、これまでの小論文試験で適性試験に代替しうることから、適性試験を利用しないことについての対応措置はとくに必要ないものの、未修者試験のうち社会人特別入試と英語優秀者入試については、これまで、適性試験と面接のみによっていたため、面接において、長文を読ませてこれについて質問を行うこととした。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.9-10

(3) 学内推薦制度は有しない。全ての受験者は入学試験の成績によってのみ合否を判定している。

2-18 法学既修者の認定

2-18 法学既修者の認定は、論文式の試験を含むものとし、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われていること。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されていること。

法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行っている。また、その認定基準は、入学試験要項及びホームページにおいて事前に公表している。

(1) 国家資格や検定試験等の成績のみにより、法学既修者認定又は一部科目の単位免除を行っていない。

(2) 2024年度入試までの法学既修者一般入試では、既修者認定のための法律科目試験につ

いて、憲法、民法、刑法の3科目を必須としつつ、他の2科目として「行政法・商法」受験型、及び「民訴法・刑訴法」受験型の2種類の選択肢を設けていた。100点満点の科目は40点、50点満点の科目は20点が最低基準点である。法学既修者認定試験のすべての科目で、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点のすべてを論述式としていた。

なお、2017年度入学試験から、履修免除試験を導入した。法学既修者一般入試にて法学既修者として合格し、本法科大学院への入学を予定している者を対象に実施するものである。それぞれの受験型で受験対象外となっている科目（「行政法・商法受験型」の場合は民事訴訟法及び刑事訴訟法、「民訴法・刑訴法受験型」の場合は行政法及び商法）の受験に加えて、前期日程（入学試験後の約半年間の学修の成果を判定するという趣旨から、後期日程は対象外とする。）で法学既修者として合格した者には、基準点に満たなかった科目の受験も認める。

これにより、一定の水準に達していると認められた場合は、当該科目に対応する法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を免除する。

また、法曹コースを修了見込みの者が法学既修者一般入試にて法学既修者として合格し、入学までに法曹養成連携協定締結大学の法曹コースを修了した場合、法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を一括免除としていた。

憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1・2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、4単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとしている。

以上が、2024年度入試までの履修免除の仕組みであった。2025年度入試からは、履修免除には以下の3つの方法がある。

まず、従前のおり、①「法曹コース修了」による履修免除がある。すなわち、特別選抜入試（E方式・F方式）の合格により入学する者は、「法曹コース修了証明書」の提出によって「A群基礎科目（全30単位）」の単位修得を認定し、履修を免除する。また、法学既修者一般選抜入試（D方式）の合格により入学する者のうち、法曹養成連携協定締結大学（同志社大学法学部及び西南学院大学法学部）にて法曹コースを修了した場合も「法曹コース修了証明書」の提出によって「A群基礎科目（全30単位）」の単位修得を認定し、履修を免除する。

次に、②「一般選抜入試（D方式）の成績」による履修免除がある。すなわち、法学既修者一般選抜入試（D方式）の合格で入学する者は、憲法、民法、刑法について、「A群基礎科目」のうち対応する科目の単位修得を認定し、履修を免除する。また、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法

の成績が所定の成績以上であった科目について、「A群基礎科目」のうち対応する科目の単位修得を認定し、履修を免除する。

最後に、③「履修免除試験」の成績による履修免除がある。すなわち、前期の一般選抜入試(D方式)にて合格し、入学手続を完了した者を対象に、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法について、前期入試で受験しなかった科目や所定の成績を満たせなかった科目について、「履修免

除試験」を受験することができる。「履修免除試験」は後期の法学既修者一般選抜入試(D方式)と同日・同時割での実施となる。なお、後期の法学既修者一般選抜入試(D方式)受験者は「履修免除試験」を受験することはできない。各科目の出題範囲や受験時の注意事項は入学試験に準じる。受験は任意、受験料は不要である。

(3) 法曹コース特別選抜入試について、E方式(法学既修者5年一貫型教育選抜入試)では法律科目試験を課していないが、法曹コースにおける成績を出願書類としている。

F方式(法学既修者開放型選抜入試)では、法律科目試験として憲法、民法、刑法の3科目を課すとともに、法曹コースにおける成績等の出願書類としている。

E・F方式では、これらを踏まえて、本法科大学院における2年間の学修に耐えうる法律基本科目についての基礎的な能力等について判定している。

なお、法曹コースを修了見込みの者で、法曹コース特別選抜入試(E・F方式)にて法学既修者として合格し、入学までに法曹コースを修了した場合、法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目(必修科目)」の授業科目について履修を一括免除するため、履修免除試験を受験する必要はない。

(4) 法情報調査を扱う科目等については、法学既修者認定試験による履修免除判定の対象としていない。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」pp. 10、11-12、18-19、20-21
- ・資料 2-14-5「2024年度入学試験の出題形式・実施方法・採点方法について」

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学習成果

(評価の視点 2-10、基礎要件データ表 19、2-11～2-13、表 6、表 7)

[点検・評価(長所と問題点)]

京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの開発・実施に関するファカルティ・ディベロップメント(FD)活動は、法律基本科目の7科目については科目ごとの分科会を設置するなど、授業内容に踏み込んだ形で実施できている。この点は、大学基準協会による法科大学院認証評価(2023年度実施)においても、教育課程の改善に対して顕著な貢献であると評価されている。

[将来への取組み・まとめ]

- ・2024年度から、共通到達度確認試験の成績不良の学生に対して個別面談を行うことを予定している。これによって、成績不良の原因を探究し、今後の指導に役立てることを目指している。
- ・同一科目のクラスが異なる学期に配置されている場合におけるクラス間の公平性を担保する採点方法の適切性及び実効性については、今後とも継続的に検証する。

項目：学生の受け入れ (評価の視点 2-14、2-15、基礎要件データ表 8)

[点検・評価(長所と問題点)]

多様な入試方式を設けることで、多くの優秀な法曹となる資質を備えた学生を受け入れている。

[将来への取組み・まとめ]

・従前の法学既修者一般入試(D方式)は、憲法・民法・刑法に加えて、①行政法と商法を選択する「行政法・商法受験型」と、②民事訴訟法・刑事訴訟法を選択する「民訴法・刑訴法受験型」の科目型選択制であった。しかし、2025年度入試から、そのような選択制を取りやめることで受験生の選択の幅を広げた。

項目：入学者の多様性の確保 (評価の視点 2-16)

[点検・評価(長所と問題点)]

社会経験を有している者を対象とした社会人特別選抜入試(B方式)、英語能力が優秀な者を対象とした英語優秀者特別選抜入試(C方式)及び外国人留学生入試(RA方式・RB方式)を

実施しており、多様な知識及び経験を有する者を入学させるために適切な配慮がなされている。

[将来への取組み・まとめ]

・多様な入試方式における受験生の掘り起こしにつながる効果的な広報が不可欠であるところ、各会場での入試説明会が志願者・入学者・最終合格者にどのように反映されているかを精査するなどして、従前の広報活動の良い部分を継続するとともにより効果的な広報活動を継続して模索する。

項目：適性、能力等の評価及び判定 (評価の視点 2-17、2-18)

[点検・評価(長所と問題点)]

法学既修者の認定として履修免除試験を設けており、いわゆる下四法の各科目について、入試時点での受験生の負担を軽減しつつ、「A群基礎科目(必修科目)」の授業科目の履修免除を受ける機会を付与している。

[将来への取組み・まとめ]

・2025年度入試から、入試と独立した日程・時間割で履修免除試験を行わないこととした。

もともと、前期の法学既修者一般選抜入試(D方式)にて合格し、入学手続を完了した者については、後期の法学既修者一般選抜入試(D方式)と同日・同時割での実施となる履修免除試験を受験することが可能である。また、後期の法学既修者一般選抜入試(D方式)の受験者も、下四法の科目の入試における成績次第で履修免除が可能である。

結局のところ、従前と比べて不利益変更になる場合というのは、後期の一般選抜入試(D方式)の合格者のうち、下四法科目のうち1~3科目について所定の成績を超えなかった者である。この者たちは、所定の成績を超えなかった下四法の科目について履修免除を受ける機会は存在しない。しかし、後期入試が1月末実施であることも踏まえると、その時点で特定の科目の成績が低い者は基礎から学修する方が学修上好ましいとも考えられるため、このような制度変更を行った。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

2-19 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。

本研究科が入る寒梅館内には、本学の学生の健康を保持増進することを目的とする全学的組織として保健センターおよびカウンセリングセンターがあり、健康診断、健康管理(定期健康診断の結果による再検査・精密検査および診察、専門医への紹介)、心身に関わる健康相談、精神科医による診察と精神保健相談、内科診察、応急処置、救急出動、健康診断証明書の発行、禁煙支援を行っている。カウンセリングセンターでは、修学上の問題、対人関係、将来不安、発達障がいに関する事などについて、秘密厳守で専門のカウンセラーが相談に応じている。

各種ハラスメントとの関係では、全学的な体制として、「キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」を作成し、秘密厳守での相談に応じる相談員を任用している。相談員には、本研究科の教員も名を連ねている。また、パンフレットを配布して、学生への周知に努めている。

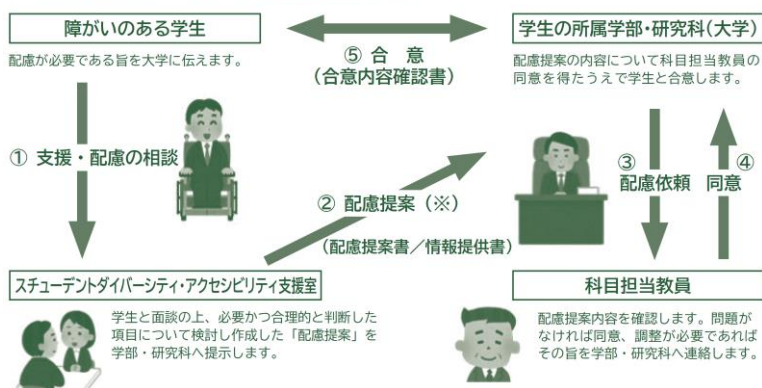
経済的支援については、日本学生支援機構大学院第一種奨学金・第二種奨学金、同志社大学私費外国人留生成績優秀者授業料減免奨学金のほか、本研究科独自の奨学金制度を充実させている。日本学生支援機構大学院奨学金は、第一種と第二種の併願を認めている。本研究科独自の給付奨学金には、登録単位数に応じた年間授業料相当額につき、その全額を法学既修者を対象として2年間支給する奨学金(第1類奨学金)、その全額を単年度ごとに支給する奨学金(第2類奨学金)、その半額を単年度ごとに支給する奨学金(第3類奨学金)があるほか、以上3種の給付奨学金のいずれにも採用されない者を対象として、登録単位の1単位あたり8,000円を支給する奨学金(修学支援奨学金)がある。また、授業料相当額(またはその半額)を原則として希望者全員に無利息で貸与する司法研究科貸与奨学金もある。さらに、本学出身者に対して、入学初年度に学内進学者の入学金相当額(10万円)を給付する司法研究科特別支給奨学金もある。これらの奨学金制度は、入学試験要項や本研究科パンフレット、本研究科ウェブサイトにてその概要を掲載している。

障がいのある学生に対する支援体制について、まず、施設面では、寒梅館内の本研究科に係るエリアには、エレベータにより教室のある2階、4階及び5階へ上がることが可能である。また、2階には車椅子に対応するための机を用意しており、必要に応じて施設部門との連携により、机を搬入することが可能である。自習室や図書室においても、段差のないバリアフリー設計となっており、トイレについても各階に1室ずつ車椅子に対応したトイレを設けている。

次にソフト面の支援体制としては、身体、精神・発達の障がいや、多様な性別や性的指向・性自認をもつ学生が学生生活を送るうえで必要かつ適切な相談や助言を受けられるよう、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室(SDA室)を全学的な組織として設けている。SDA室

では、ノートテイク等ソフト面での支援を行っている。また、障がい学生から授業・試験等につき配慮の申出があった場合には、左図(別添資料「障がい学生への合理的配慮に関するガイド」より引用)のように、SDA 室を仲介者として、科目担当教員の同意を得たうえで本研究科と当該学生

●修学支援に関する申請～合理的配慮の決定手続き



の間で合理的な配慮の内容について合意した上で、それを文書化することとなっている。これにより障がい学生に対する学修上の配慮の内容をきめ細かなものとするともに、配慮の履行を担保することができる。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024 年度入学試験要項」pp.24-25
- ・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024 年度版」pp.33-34
- ・資料 2-19-1「スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室案内パンフレット」
- ・資料 2-19-2「障がい学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用)」
- ・資料 2-19-3「カウンセリングセンターのご案内」
- ・資料 2-19-4「キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」
- ・資料 2-19-5「キャンパス・ハラスメント相談員一覧」
- ・資料 2-19-6「キャンパス・ハラスメント防止のために」
- ・資料 2-19-7「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」
- ・資料 2-19-8「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程」
- ・資料 2-19-9「同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金規程」
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「学費・奨学金」

https://law-school.doshisha.ac.jp/free_scschip/

2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援

2-20 下記のような取組みによって、学生の円滑な学習を支援していること。

- (1) アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による予習・復習等に

係る相談・支援を行っていること。

(2) 正課外の学習支援については法科大学院制度の理念に沿って過度に司法試験受験対策に偏していないこと。

正課外の学習支援には、主として、学習指導とAAゼミがある。学習指導は、教員がその教員を指導教授とする学生を対象に実施することを基本とし、学生の求めに応じ、授業内容に関する質問を受け、学修方法等の相談に応ずるものである。学生の質問に対応するのにオフィス・アワーのみでは十分に対応しきれないため、それを補完する機会として、日時と場所を予め示して行われている。学習指導を行うか否かは、各教員の判断に委ねられており、学生の出席も義務ではない。

AAゼミは、若手弁護士がアカデミック・アドバイザー(AA)という立場で、多くの場合少人数のゼミ形式で、学修方法の指導を担当し、あるいは、正課授業におけるレポート添削につき担当教員を支援している。正課授業で使用されたレジュメを中心に、特に重要ないくつかの問題について復習する内容であり、必要とする学生が自発的に参加登録をして実施するものである。その実施計画は研究科主任会が点検したうえで、教授会に報告し、担当教員との連携が図られていることを確認しており、頻度も正課授業に影響を及ぼすものではない。

このほか、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)、修了生による授業補助の制度を設けており、それぞれの制度の枠内で授業の補助業務(出席の確認、レポートの収集、教材の配布等)に従事している。ただし、本研究科では、TA、SA、修了生による授業補助者に授業内容についての学修支援は行わせていない。

ところで、正課外の学習支援が過度に司法試験受験対策に偏したものとならないよう、文部科学省高等教育局長により通知(平成26年7月16日)された中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」(平成26年7月2日)を全教員で共有し、遵守している。

<根拠・参照資料>

- ・資料2-20-1「2023年度アカデミック・アドバイザー(AA)ゼミ実施要領」
- ・資料2-20-2「2023年度AA担当・実施日程一覧」
- ・資料2-20-3「2023年度AAゼミ受講者一覧(春学期・秋学期)」

- ・資料 2-20-4「2023 年度 AAゼミ実施カレンダー（春学期・秋学期）」
- ・資料 2-20-5「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」
- ・資料 2-20-6「同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ」
- ・資料 2-20-7「修了生による授業補助（ご案内）」
- ・資料 2-20-8「2023 年度指導教授・学習指導場所一覧」
- ・資料 2-20-9「2023 年度春学期 AA 受講申請について」

2-21 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

2-21 進級要件等を満たさないなどの学力が振るわない学生、休学者及び退学者の状況、理由の把握及び分析に努め、適切に指導等を行っていること。

進級要件を満たさない学生を含め、各学期の学業成績不良者に対しては、指導教授（指導教授を選択していない者は教務主任）が面接し、個別に学習相談を行い、早期の状況把握と適格な助言を行うことで、学業の不振が休学や退学につながらないように努めている。。

学生から休学及び退学の相談があった場合には、学生担当の教務主任、指導教員らが応じ、学生にとって最善の選択ができるように助言している。休学及び退学の申請に関しては、その都度、主任会で状況や理由を分析するとともに、教授会では承認事項として理由を共有している。理由には、自己都合、経済的理由、疾病、就職活動や進路変更等さまざまなものがある。休学及び退学の統計的なデータは、年次の自己点検・評価報告書に記載し、教授会ではその作成報告により共有している。

このほか司法研究科では、独自に設置している常設の就職支援室が進路相談を行っており、特に、学力が振るわない学生、休学や退学を考えている者にとって有益な支援となっている。

2019 年度から2023 年度にかけての進級不可者数・休学者数・退学者数・除籍者数は、以下の次の通りである。

進級不可者数(標準年限の判定対象者に限る)

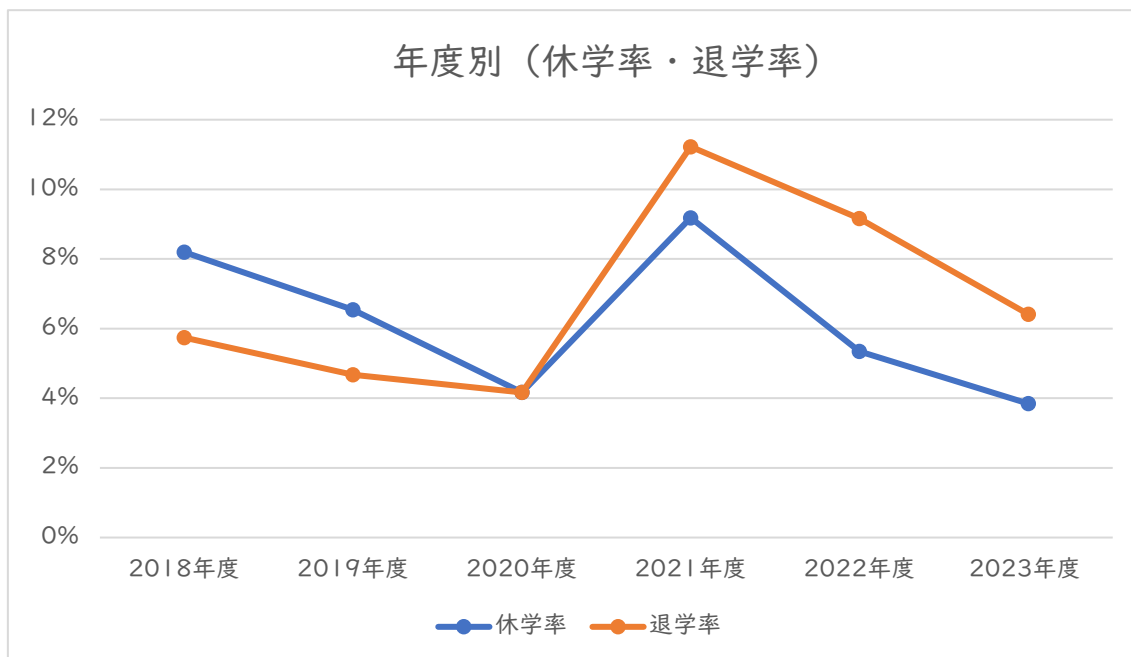
		1年次から2年次	2年次から3年次
2019年度末(2020年3月)	未修	5名	0名
	既修	7名	
2020年度末(2021年3月)	未修	3名	1名
	既修	4名	
2021年度末(2022年3月)	未修	8名	1名
	既修	8名	
2022年度末(2023年3月)	未修	3名	1名
	既修	8名	
2023年度末(2024年3月)	未修	3名	1名
	既修	5名	

休学者および退学者・除籍者の状況については、次の通りである。

年度	休学者数	退学者数	除籍者数
2019年度	通年 4名 春学期のみ 2名 秋学期のみ 1名	5名	0名
2020年度	通年 1名 春学期のみ 1名 秋学期のみ 2名	4名	1名
2021年度	通年 2名 春学期のみ 3名 秋学期のみ 4名	11名	0名
2022年度	通年 2名 春学期のみ 3名 秋学期のみ 2名	12名	2名
2023年度	通年 4名 春学期のみ 1名 秋学期のみ 1名	10名	0名

上記表中の休学者数は年度終了後に計算し、当該年度の休学者を通年、春学期のみ、秋学期のみの3類型にてカウントしている（そのため、学校基本調査とは数値が異なる）。退学者数のうち、新入生については5月1日までに退学した場合は、カウントしない（入学者数としてカウントしていないため）。在学生については、5月1日以降に退学手続きを行った場合も前年度末退学者としてカウントしている。

休学者と退学者の在籍者に対する割合は、それぞれ7%・5%(2019年度)、4%・4%(2020年度)、9%・11%(2021年度)、5%・9%(2022年度)、4%・6%(2023年度)となっている（小数点以下を四捨五入）。



<根拠・参照資料>

・資料 2-8-12「学業成績不良者への指導について(お願い)」

2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備

2-22 学生が自主的に学習できるスペース等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。

法科大学院の教室がある寒梅館の4階・5階には、383 台のキャレルを設置した学生自習室があり、学生は、1人1台のキャレルを固定席として休・祝日を問わず 24 時間利用することが可能である。これに加えて、4 階の図書室横の部屋を学生共同研究室として、自主的な学習グループの利用に供している。また、共用答案作成室として、寒梅館5階に週末（金曜夜間から日曜）に利用できる2部屋（KMB539、KMB540）を開放している。さらに、学生共同研究室（2部屋）や談話室はグループ学習などのゼミ目的で使用できる部屋として開放している。

司法試験準備のためにキャレルの使用を希望する修了生には、「司法試験準備生」という制度を設けて、一定の利用料を徴収し、自習室のキャレルを固定席として使用することを認めている。

寒梅館5階フロア（教員研究室・修了生が使用する自習室）及び4階フロア（事務室・図書室・学生自習室）への入口は、月曜日から金曜日は夜間（18 時から翌日8時 30 分）、土曜日・日曜

日・祝日は終日施錠している。この時間帯は、学生は学生証、教職員は社員証で開錠し、入館することができる。また、寒梅館の1階には守衛室があり、24時間体制で警備員が常駐しており、学生の安全面での配慮は万全である。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-2-2「同志社大学法科大学院パンフレット 2024 年度版」pp.31-32
- ・資料 2-22-1「同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則」
- ・資料 2-22-2「同志社大学大学院司法研究科修了生の学生自習室等の利用に関する申合せ」
- ・資料 2-22-3「寒梅館図面」
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「学習環境」

<https://law-school.doshisha.ac.jp/outline/facilities/>

2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境

2-23 図書館（図書室）は、学習及び教育活動に必要な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。

本研究科では、法科大学院専用の施設として図書室を備え、図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備している。図書及び資料の所蔵状況は、2023年3月31日現在で、図書約25,893冊（内外国書4,011冊）、逐次刊行物約360種、視聴覚資料（アメリカ法参考DVD17点・辞典CD-ROM等）、オンライン・データベース9種（LLI判例秘書アカデミック版、TKC教育研究支援システム（ローライブラリ）、DI-Law.com、Westlaw Japan、Westlaw Next、Lexis、Hein online、Beck-online、Juris online）である。学生は、LLIオンライン、TKC教育研究支援システム（ローライブラリ）を含む複数のオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。

本研究科では、研究教育環境委員会を設置し、教員の教育・研究及び学生の学習に必要な図書及び資料を整備するための予算や図書購入の内容等について検討、決定している。図書購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。

図書室は、全学長期一斉休暇期間（8月、12月、1月）を除き、毎日開室している。授業がある期間の開室時間は、月曜日～金曜日は8:45～22:00、土曜日は8:45～18:00、日曜日は9時～18時である。授業の開始時間は9時であり、原則として最終講時は21:40、土曜日は16:

25までであり、授業開始前及び最終授業終了後の図書室・情報検索室の利用が可能となっている。学生が図書室を利用できない期間は夏期休暇期間に 8 日間、冬期休暇期間に 8 日間の年間 16 日間である。

図書室は、2023 年 3 月 31 日現在で、5 名が閲覧サービス業務を交代で担当している（学外業者への業務委託）。全員が司書資格を有する者であり、開室時間中は常時資格者が窓口において対応できるようにしている。また、担当者は研修会や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている。

なお、以上の本研究科専用の図書室以外に、法学部・法学研究科に付設の図書室や、全学の図書館もあり、本研究科の教員および学生が利用できる。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-23-1「2023 年度第 1 回研究教育環境委員会記録」
- ・資料 2-23-2「同志社大学大学院司法研究科図書室利用規則」
- ・資料 2-23-3「同志社大学大学院司法研究科 図書室利用案内」

2-24 情報インフラストラクチャーの整備

2-24 学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

教室、学生自習室等には、無線 LAN が整備されているほか、全ての席に電源コンセントが備えられている。また、PC 4 台（内蔵書検索用、CD-ROM 閲覧用各 1 台）とプリンタ 1 台、コピー機 3 台を図書室に、PC 5 台とプリンタ 1 台を情報検索室に設置している。さらに、教員用個人研究室、講師控室、客員教員室、面談室にも、PC 用情報コンセントが備えられ、無線 LAN が整備されている。

各教室には PC および高感度マイクを常備し、ハイブリッド授業も可能としている。教員は、同志社大学の学修支援システム「DUET」及び e-learning システムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて学生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。教材の配布は、TKC 社提供の「法科大学院教育研究支援システム」を通じても可能である。

<根拠・参照資料>

・同志社大学 IT サポートオフィス 情報教育環境ナビゲーションホームページ

「学修支援システム『DUET』」

<https://it.doshisha.ac.jp/service/duet.html>

「e-class の利用」

<https://it.doshisha.ac.jp/service/eclass.html>

・同志社大学 ITサポートオフィス 情報教育環境ナビゲーションホームページ「利用規程・申告せ」

<http://it.doshisha.ac.jp/information/regulation/regulation.html>

・同志社大学法科大学院教育研究支援システムホームページ

<https://ls.lawlibrary.jp/LS/loginform.aspx?P=35C>

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

2-25 適切な体制のもと、進路選択に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。

大学全体の組織として設置されているキャリアセンターのほかに、本研究科として、修了生・在学生を対象とする進路・就職の相談窓口となる就職支援室を寒梅館5階に設置している。熟練の担当者を配置して、法律事務所および民間企業の法務職採用情報を収集し、法科大学院修了生のニーズに合った就職情報を提供して、就職相談に応じている。原則として毎週水曜日の午後を開室し、在学生及び修了生に対して、就職活動の準備、心構え、具体的な就職活動の進め方などのきめ細かなアドバイスをしている。

また、本研究科修了生を会員とする同窓会団体である「寒梅会」、学校法人同志社が設置する学校（高校・大学・大学院等）を卒業・修了した法曹を会員とする同窓会団体である「同志社法曹会」からも、法律事務所の就活事情についての座談会の開催などにより、キャリア支援を含めたサポートを得ている。

さらに、以上の組織、団体、および実務家教員の協力も得ながら、年間を通して、適時、キャリアガイダンス、就職説明会、企業内法務担当者との交流会等を開催し、学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会も設けている。また、企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。

以上に加えて、修了生が就職活動を少しでも有利に展開できるように、修了時における成績や

その専門的能力に基づいて、次の基準により成績優秀者等に証明書を発行している。

・サーティフィケーション・システム

- ① 全科目の総合成績GPA20%以内の該当者に「極めて優秀」もしくは「優であることを示す証明書」。
- ② 本研究科が定める特定の専門分野のGPA3.3以上の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀」であることを示す証明書。
- ③ 修了時における総合成績順位を示す証明書。

修了生の進路等の把握については、修了式の際にメールアドレス等の連絡先の提出を依頼している。そして、毎年3月頃に修了後の状況調査を投げかけ、司法試験受験の意思確認も含めて進路等の把握に努めている。また、修了後も継続して司法試験に向けた勉強を続ける学生のために、希望者のためにメーリングリストを開設して、定期的に連絡をとっている。

近時は法曹以外の進路をとった修了生との連携を深め、キャリアセミナーを実施している。

<根拠・参照資料>

・資料 2-4-1「2023 年度履修の手引き(学業及び履修について)」p.11

・資料 2-8-9「MS-Japan キャリアガイダンス立札」

・同志社大学法科大学院ホームページ「就職支援室」

https://law-school.doshisha.ac.jp/support/career_support/semi/

・同志社大学大学院司法研究科アラムナイ・アソシエーション 寒梅会ホームページ

<https://kambaikai.com/>

・資料 2-25-1「経営法友会の実務講座 2023『企業法務を知る』」案内」

・資料 2-25-2「2023 年度キャリアセミナー案内」

・「2023 法科大学院シラバス」

<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>

項目：学生支援（評価の視点 2-19～2-21、基礎要件データ表 20、2-22～2-25）
[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科では、ハード面とソフト面の両面において手厚い学生支援に取り組んできている。近年は特に就職支援にも力を入れ、新たに弁護士事務所合同説明会を開催したり、法曹以外の進路に関するキャリアセミナーを開催しているほか、就職支援室を刷新して開室時間を確保し、在学生

及び修了生に対してより手厚い助言や支援を行える体制を整えた。

他方、本研究科では独自の奨学金制度を充実させているものの、その原資が限られているため、優秀な入試合格者がより手厚い奨学金の受給資格を得て他大学の法科大学院を選択するのではないかが懸念される。また、休学と退学の申請には、経済的理由の他にも自己都合、疾病、就職活動や進路変更等の様々な理由が付けられているが、自己都合、就職活動、進路変更としていながらも実際には経済的理由が相当数含まれているのではないかが懸念される。

障がい学生支援のための全学組織であるSDA室は、先進的な取組みではあるものの、その対応に時間がかかれば、当該学生の欠席日数が積み上がることになりかねないので、研究科の判断で動かざるを得ない。

[将来への取組み・まとめ]

奨学金を将来も維持するためには、安定的な財源の確保に努めなければならない。また、奨学金に頼らずとも優秀な入試合格者の入学を確保できるよう、本研究科の教育体制を一層充実させていく必要がある。休学と退学のほとんどの理由は、経済的理由も含め、本研究科の支配の及ばない事由であるが、成績不振によりやむをえず進路変更を迫られる事態はできるだけ回避すべく、教育体制の一層の充実を図らなければならない。

3 教員・教員組織

[現状の説明]

3-1 教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化

3-1 教員組織の編制方針を定め、法科大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計（デザイン）を明確にしていること。

司法研究科教員の人事計画並びに研究科の専任教員及び特別客員教授の人事手続に関する事項を審議するため、教授会のもとに司法研究科人事委員会を置いている(司法研究科人事委員会規則第1条)。

人事委員会は、教員の配置及び教員の補充に関して、次の各事項につき、その中長期的な基本方針(「人事基本方針」)を策定し、教授会において、その承認を得ることになっている(同規則第5条)。

- 1) 各分野における専任教員及び客員教員の定員配分のあり方、司法試験選択科目の教員配置のあり方、教員の補充にあたって優先すべき分野その他の専任教員及び客員教員定員の配分並びに教員配置のあり方に関する事項
- 2) 教員の年齢構成の適正化、ダブルカウント教員の解消、専任教員数の配置及び客員教員数の配置のあり方、教員の定年延長のあり方その他の教員構成のあり方に関する事項
- 3) 実務家教員の配置のあり方に関する事項
- 4) 教員の教育、研究及び実務上の実績、経験及び能力に関する審査のあり方に関する事項
- 5) 専任教員の昇任に関する事項
- 6) その他人事基本方針に関して必要な事項

直近では、2018年度において、以上の各事項を考慮し、以後の教員採用の必要性を視野に入れた人事基本方針を決定した。

また、人事委員会は、人事基本方針に基づき、当該年度に採用または昇任手続を行うべき人事計画を策定し、教授会において、その承認を得なければならない(同規則第6条1項)。この規定に従い、各年度において、人事計画を教授会で承認し、退職する教員の補充に関する計画などを決定している。

本研究科の教員に求める能力・資質は、司法研究科教員採用・昇任審査基準で設定・明示している。教員に採用される者は、(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者または(2)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者のいずれかに該

当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者として
いる(第1項)。同基準では、その昇任審査基準も、教授、准教授、助教に応じて規定している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 3-1-1「司法研究科人事委員会規則」
- ・資料 3-1-2「司法研究科人事委員会 人事基本方針」
- ・資料 3-1-3「司法研究科教員採用・昇任審査基準」

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

3-2 専任教員の構成は、ジェンダーバランスなどの多様性に考慮したものであること。

2023年5月1日現在の専任教員24人(みなし専任を含む)のうち3人は女性教員である。
同時点での専任教員24人の年齢構成は、30歳～39歳が1人、40歳～49歳が3人、50歳～
59歳が11人、60歳～69歳が9人で、平均年齢は56.5歳である。なお、外国人教員が1名存
する。

司法研究科人事委員会人事基本方針において、年齢構成については、「教育のあり方、研究の
推進及び学内行政における役割等を考慮しながら、引き続きバランスのとれた教員組織となるよ
う努める」よう明記されており、男女構成比率についても「配慮しバランスのとれた教員組織とな
るよう努める」よう明記されている。

司法研究科人事委員会 人事基本方針(抜粋)

(略)

2 教員構成のあり方

1) 教員の年齢構成の適正化

2010年4月1日現在の専任教員の平均年齢は58.94歳であったところ、2018年4月1日現在では57.00歳となっている。年齢構成については、教育のあり方、研究の推進及び学内行政における役割等を考慮しながら、引き続きバランスのとれた教員組織となるよう努める。

(略)

5) その他の教員構成のあり方

2018年4月1日現在、専任教員25名の男女構成は男性23名、女性2名となっており、引き続き男女構成比率についても配慮しバランスのとれた教員組織となるよう努める。

(略)

(出典:「司法研究科人事委員会 人事基本方針」)

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料「法科大学院基準に関する基礎要件データ」表14

3-3 教員の募集・任免・昇格

3-3 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

教員の採用・昇進に係る手続の透明性を高め、法科大学院教育にふさわしい教員を採用できるようにするため、「司法研究科教員採用・昇任審査基準」および「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」を策定している。

具体的な人事は、年度ごとに人事委員会において作成され、教授会の承認を得た人事計画案に沿って行われている。人事委員会を中心に、各々の専門分野外の人事案件についても推薦権を認め、教授会構成員全員が全ての分野の教員人事に責任を持つ形で人事が進められることにより、人事に関する透明度を高めている。

また、本学法学部・法学研究科教員が本法科大学院教員として任用される場合を想定し、「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」について規定している。

兼任教員の委嘱は、「司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続きに関する申合せ」に従って行われており、研究業績、教育経験を教授会において審査し決定している。兼担教員についても、研究業績、教育経験を教授会において審査し、決定している。

客員教員の任用については、「同志社大学客員教員規程」が適用され、客員教員のうち客員教員A、同B、同Cの場合の本法科大学院内の手続には、「司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。客員教員のうち特別客員教授の任用については、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」に基づき、研究科内においては専任教員に準じた手続により行われる。

定年延長に係る人事は、透明性を高めるため、「司法研究科教員の定年延長に関する審査基準及び手続に関する内規」に従って行われている。

同志社大学客員教員規程(抜粋)

(略)

(客員教員)

第2条 客員教員とは、国内又は国外から本学が招聘し、一定の期間本学において特に大学院の教育・研究等に従事する者をいう。ただし、本学を定年退職した者は招聘できない。

2 客員教員は、教育・研究を行う者として相当の学識がある者、又は本務機関における業績及び身分等が本学教員に相当すると認められた者を受け入れるものとし、その身分は客員教授(Visiting Professor)、客員准教授(Visiting Associate Professor)、客員助教(Visiting Assistant Professor)のいずれかとする。

3 客員教員は、任用対象者により次の3区分とする。

(1) 客員教員A: 国外の大学又は国外の研究機関等で優れた教育・研究業績又は実務上の実績を有し、国外に居住している場合

(2) 客員教員B: 担当する分野において長年の実務的・専門的経験を有すると共に高度の実務能力及び実務上の業績を有する場合

(3) 客員教員C: 優れた教育・研究業績を有する者又は本務における業績・経験が広く社会で認められている場合

4 前項の客員教員に加え、特に卓越した教育研究に関する業績又は実務上の業績があり、大学院研究科においてその教育研究指導が特に必要と認められる客員教員を、特別客員教授(Distinguished Visiting Professor)とすることができる。

5 第2項に定めるもののほか、国際的な賞を受ける等の卓越した研究業績を持ち、当該分野で指導的立場にある者を、特別招聘客員教授(Special Visiting Professor)とすることができる。

6 前項の特別招聘客員教授は、研究科における教育研究計画に基づき、大学院学生への教育研究指導及び研究科の共同研究を行う。

(任用)

第3条 客員教員の任用は、学部教授会又は研究科教授会の審議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。高等研究教育院における任用は研究科長会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

2 任用期限は、原則として満70歳に達した年度末とする。

(契約期間)

第4条 客員教員の契約期間は、次のとおりとする。

(1) 客員教員A:引き続き3月以上1年以内とし、契約期間の更新は行わない。

(2) 客員教員B:引き続き3月以上1年以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は、最初に本学客員教員として任用された時から通算して3年の範囲で契約期間を更新できる。

(3) 客員教員C:引き続き3月以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、客員教員の本務の都合等で3月以上の契約が困難な場合は、教育効果及び当該客員教員が担当する授業科目の単位認定上必要な授業時間数を考慮して集中講義方式により授業を行うものとし、3月未満の契約を行うことがある。

(出典:「同志社大学客員教員規程」)

<根拠・参照資料>

- ・資料 3-1-3「司法研究科教員採用・昇任審査基準」
- ・資料 3-3-1「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」
- ・資料 3-3-2「司法研究科教授会における兼任教員・兼任教員の基準および手続に関する申合せ」
- ・資料 3-3-3「同志社大学客員教員規程」
- ・資料 3-3-4「同志社大学司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」
- ・資料 3-3-5「司法研究科教員の定年延長に関する審査基準及び手続に関する内規」

3-4 専任教員の資質向上のための組織的な取組み

3-4 専任教員の資質向上を図るために、全学的な研修の機会の活用、新任教員等の教育上の指導能力及び大学職員に求められる職能に関する理解の向上を図る機会を設けるなど、組織的な研修等の実施に努めていること。

(1) 全学的な研修の機会

全学的な研修の機会としては、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためのスタッフ・ディベロップメントとして、「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」に基づき、教員に必要な知識及び技能の修得並びにその能力及び資質向上のための研修等の取組みを推進するための体制を整備している。2023年度は、全学において大学評議員を対象としたSD研修会が実施され、研究科長がこの研修を受けた。また、本研究科において、研究科長がSD推進・実施担当者となり、SD研修会を実施した。大学評議員 SD 研修会の資料と講演ビデオは大学HP上の「教職員のページ」で見ることができる。学習支援・教育開発センター主催による、FDセミナーも行われている。2021年度、2022年度は、オンライン教育を充実させる要請が高まっている状況に鑑み、著作権やオンライン学習に関して内外の講師を招き、全学の教職員を対象にセミナーが行われた。同センターでは、毎年4月に本学の研究教育の仕組みや取組みについての理解を深める「新任教員研修会」も行われている。研修内容には、教育・研究倫理に関する項目が含まれ、ハラスメント防止も含まれている。

全学の組織として、倫理審査室、同志社コンプライアンス推進委員会、同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会が置かれており、コンプライアンスやキャンパス・ハラスメントに関する研修会が適宜開催されている。2023年度の研修はオンデマンド配信により実施された。毎年度当初、教員には倫理審査室が作成したパンフレット「キャンパス・ハラスメントの防止のために」が配布されている。また、2021年4月に開設されたスチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室が作成したパンフレット「障がい学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用)」を、毎年度、開講時期にあわせて全教員に配布している。

全学の研究主任会議では研究費や研究不正についての研修が行われている。2023年度は「公的研究費の管理・運営に関する説明会」が行われ、研究主任が出席し、適宜内容を他の教員に周知している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-19-2「障がい学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用)」
- ・資料 2-19-6「キャンパス・ハラスメントの防止のために」
- ・資料 3-4-1「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」
- ・資料 3-4-2「2023 年度 第 1 回 司法研究科 SD 研修会記録」
- ・資料 3-4-3「2023年度 新任教員研修会の開催について(ご通知)」
- ・資料 3-4-4「CLF レポート Vol.34」
- ・同志社大学ホームページ「キャンパス・ハラスメントの防止」

<https://www.doshisha.ac.jp/students/healthcare/harassment.html>

- ・資料 3-4-5「2023 年度公的研究費の運営・管理に関する説明会」

(2) FD委員会の設置

本研究科内にFD委員会を設置している。2023年度は、FD委員会を web 会議形式で 2 回、メールによる持ち回り審議形式で 1 回実施し、授業に関するアンケートの実施や内容の確認、授業傍聴の実施その他の教育の内容及び方法の工夫、改善を図るための方策等についての検討、取組みを行った。FD委員会の委員は、各分野の担当者からバランスよく構成されるように配慮されている(2023年度の委員は、憲法 1 人、民法 2 人、刑事法 1 人、商法 1 人、民事訴訟法 1 人、刑事訴訟法 1 人、行政法 1 人、国際私法 1 名の計 9 人である)。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-1「司法研究科FD委員会規則」
- ・資料 2-13-2「2023年度FD委員会記録」
- ・資料 2-13-3「FD委員会に関する教授会記録」

(3) 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、本研究科開設以来毎年春・秋学期に実施している。学生が寄せたコメントについては、改善又は回答を要する事項を各教員が抽出して、これに対する回答、応答の概要につき報告書をFD委員会に提出した上で、FD委員会がその提出状況、対応状況を点検することになっている。

授業評価アンケートは、それぞれの学期の授業が開始されてから3分の1程度の授業回数とな

る時期に中間アンケートを実施し、学期末にも学期末アンケートを実施している。学期末にのみ実施する方法では、アンケート結果を当該学期の授業改善に役立てることができないため、中間アンケートを行い、その結果を直ちに授業改善に役立てている。

アンケート実施対象教員は、兼担、兼任を含む全教員で、全科目を対象としている。アンケートは回収後、司法研究科事務室で整理したものを、FD委員会及び各担当教員に配付し、個々の授業内容や方法の改善に役立てている。点数評価の項目については、学年毎にグラフ化し、アンケートの原本をPDF化し各担当教員に配布している。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-2「2023年度FD委員会記録」
- ・資料 2-13-11「2023年度期末アンケート用紙(サンプル)」
- ・資料 2-13-12「2023年度「学生による授業評価アンケート」科目別分野集計結果(春学期・秋学期)」

(4) 授業傍聴

FD委員会の活動の一環として教員相互間の授業傍聴を行っている。中間アンケートの実施の時期に合わせて授業傍聴期間を設け、本研究科の教員は自由に、その期間中に授業を傍聴できることとしている。教員は授業傍聴報告書を作成して事務室に提出するものとしている。

提出された報告書は、授業傍聴を受けた担当教員に伝達するとともに、FD委員会で点検している。授業傍聴報告書を点検した結果、授業改善のために共有すべき事項が見いだされるときは、FD委員会において報告懇談を行うこととしている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-6「授業傍聴週間(春学期)、(秋学期)について」
- ・資料 2-13-7「授業傍聴報告書」

(5) 教育推進会議

2009年度より、教育推進会議を設け、原則として各年度2度の会議を開催し、FD委員会及び主任会が重要であると考えられる教学上の問題について検討している。

2023年度の第一回教育推進会議では、①2022年度秋学期授業評価アンケート及び2023

年度春学期中間アンケートの集計結果について、②在学中受験クラスや習熟度別クラスの在り方について、③2024年度学年暦について、④学生数増加に伴う対応について話し合われた。第二回教育推進会議では①2023年度春学期授業評価アンケート及び2023年度秋学期中間アンケートの集計結果について、②2023年司法試験の結果について、③成績発表時期について、④再履修について、⑤在学中受験クラスについて話し合われた。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-4「司法研究科教育推進委員会規則」
- ・資料 2-13-5「教育推進会議次第(2023年度)」

(6) 京都大学との連携FD事業

2014年度から、本法科大学院と京都大学法科大学院とで、FD事業を推進し、その成果を本学における授業方法の改善に役立てている。

京都大学との連携FD事業については2-13参照。

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

3-5 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

専任教員の教育活動については、学習指導や指導教授制の下での本研究科における教育のための役割分担やその成果について、主任会や教授会で詳細な情報交換及び検討を行っている。FD委員会を置き、学生による授業評価アンケートや授業傍聴を行い、教員の教育活動の適切な評価を行っている。学生の授業評価アンケートに対しては、改善または回答を要する事項を各教員が抽出して、実施後の授業で速やかに教員からリプライをし、その内容を「授業担当者からのコメント」として提出し、FD委員会に提出している。教員間の授業傍聴においては傍聴を行った教員は、授業評価や必要な場合には改善すべき点などを記した報告書を作成提出することとし、授業担当者にその内容を知らせることにより、相互の授業評価に活用している。授業評価アンケート、授業担当者からのコメント、授業傍聴報告書については、FD委員会において提出状況、対応状況を点検することにしており、問題点があると判断される場合にはFD委員会での指摘や改善のための議論がなされる仕組みとなっている。

研究活動については、年度ごとの研究計画書の作成・提出、研究経過・成果報告書の作成・提出が義務づけられている。研究計画書は、日本学術振興会の科研費の申請項目に倣って研究課題、研究目的、研究の準備状況などを詳述させるものであり、また、研究経過・成果報告書もこのような計画書の記述に対応したものとなっており、全学組織である研究支援課による点検を経て、個人研究費の配分が決定されている。計画書や報告書が提出されない場合には個人研究費は支給されない。

組織運営への貢献については、「同志社大学部長等経験者の在外研究内規」により部長等経験者に対して、在外研究の機会の特別枠が設けられている。

専任教員の活動を評価する仕組みは 2023 年度より「各種活動に関する自己点検・評価シート」を執行部の教員のみで実施し、研究科長による内容の点検が行われた。2024 年度は全教員に対して「各種活動に関する自己点検・評価シート」を実施し、研究科長が必要と判断した場合において、個別面談を行う予定である。

- ・資料 3-5-1「2024 年度 同志社大学 個人研究費交付申請書」
- ・資料 3-5-2「2023 年度 個人研究費研究経過・成果報告書」
- ・資料 3-5-3「2024 年度 各種活動に関する自己点検・評価シート」

3-6 教育研究条件・環境及び人的支援

3-6 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）、及び人的支援（TA 等）を行っていること。

(1) 授業担当時間については、専任教員が適切な教育の準備及び研究に専念できるよう、翌年度の開講準備の際に、本法科大学院以外の本学他学部・他研究科での授業負担の予定と他大学での授業負担の予定を調査し、本法科大学院での担当授業とあわせて年間30単位を超えないように留意している。専任教員の担当単位数は、以下の表1、2のとおりであり、30単位以上授業を担当している教員は、存在していない。

表1 授業担当単位数<<同志社のみ>>

年度 単位	2019	2020	2021	2022	2023
20 未満	8	13	11	12	13
20 以上 25 未満	12	9	6	8	5
25 以上 30 未満	3	3	6	2	5
30 以上	0	0	0	0	0
計	23	25	23	22	23

*みなし専任は除く。

表2 授業担当単位数<<他大学含>>

年度 単位	2019	2020	2021	2022	2023
20 未満	6	12	11	10	12
20 以上 25 未満	13	10	5	5	6
25 以上 30 未満	4	3	7	7	5
30 以上	0	0	0	0	0
計	23	25	23	22	23

*みなし専任は除く。

(2) 研究専念期間の保証については、専任教員(みなし専任教員、任期付教員は除く)は、「同志社在外研究員規程」、「同志社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究を申請することができる。2019年度～2021年度にかけての在外研究員・国内研究員はいなかった。2022年度と2023年度には各1名の国内研究員が存在する。

<根拠・参照資料>

- ・資料 3-6-1「同志社在外研究員規程」
- ・資料 3-6-2「同志社大学在外研究員内規」

・資料 3-6-3「同志社大学国内研究員規程」

(3) すべての専任教員に個人研究費(年間49万円)が配分されている。ただし、本研究費については、新任教員は着任時、それ以外の教員は毎年11月末までに交付申請手続きをする必要がある。また、個人研究費の交付を受けた場合、翌年3月末までに研究経過・成果報告書の提出が必要である。個人研究費以外には、本学を会場校として開催する学会への補助である学会補助金や専任教員が専門分野に関する著作を出版する場合の刊行費の一部助成をする研究成果刊行助成などもある。

科学研究費の申請についての案内や申請書作成のための講習会が適宜行われており、民間の研究費の応募についての情報も適宜提供されている。

<根拠・参照資料>

・資料 3-6-4「個人研究費の取扱要領」

(4) 教員用個人研究室(18.4~22.5 m²)は、教室及び自習室がある寒梅館の5階にある。同じ階には学生との面談室もあり、学生からの個別相談も受けやすい配置となっている。研究室には、執務用机、長机、学生対応用椅子、書架が標準仕様として備え付けられている。必要に応じて書架を増設することも可能であり、PCやプリンタ等、教育・研究に必要な機器については個人研究費で購入することが可能である。

教員用個人研究室、講師控室、客員教員室には、PC用情報コンセントが備えられている。

(5) 教育活動の人的支援体制として、ティーチング・アシスタント(TA)制度がある。本制度では、授業教材の準備・授業運営補助等の教育補助業務者として、本研究科在学生又は法学研究科の学生をTAに任用することができる。また、TAと比較して担当できる業務に制限があるが、チュードント・アシスタント(SA)を任用することも可能である。研究活動の支援体制としては、全学の研究支援組織として研究開発推進機構が設置されている。研究活動の支援については、同組織が全て対応するが、事務室内にも研究室業務を担当する職員を配置している。

<根拠・参照資料>

・資料 2-20-5「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」

・資料 2-20-6「同志社大学チュードント・アシスタントに関する申合せ」

項目：教員組織の編制方針

(評価の視点 3-1)

[点検・評価(長所と問題点)]

司法研究科に置かれた人事委員会において、教員の配置及び教員の補充に関して中長期的な基本方針(「人事基本方針」)を策定し、同方針に基づく具体的な人事計画の策定と実施を教授会の承認を得て行うという仕組みが構築されている。また、司法研究科の教員に求める能力・資質についても、司法研究科教員採用・昇任審査基準で設定・明示しており、これらにより、教員組織の全体的な設計が明確にされているといえる。

[将来への取組み・まとめ]

上記のような取組みにより、教員組織の編成方針及び全体的な設計は明確化されており、特に問題は生じていない。

項目：専任教員の構成

(評価の視点 3-2)

[点検・評価(長所と問題点)]

各科目・各専門分野への教員配置は、提供されるカリキュラムや教員負担を考慮して適切になされており、是正すべき偏りは生じていないと考えられる。ただし、女性教員の比率は十分に高いとはいえず、年齢構成についても専任教員24名の平均年齢は56.5歳であり、改善の余地がある。また、実務家教員の比率について、2割をやや下回っており、同様に改善の余地がある。

[将来への取組み・まとめ]

ジェンダー・バランスにも配慮しつつ、科目・業績・年齢構成の適切性等も考慮した適切な採用人事を計画的に進めていく必要がある。

項目：教員の募集・任免・昇格

(評価の視点 3-3)

[点検・評価(長所と問題点)]

司法研究科の教員に求める能力・資質については、「司法研究科教員採用・昇任審査基準」で設定・明示しており、採用・昇任の手続についても「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」に則って行われている。

[将来への取組み・まとめ]

明確な基準・規則に従って公正に人事が行われており、特に問題は生じていない。

項目：教員の資質向上等

(評価の視点 3-4、3-5)

[点検・評価(長所と問題点)]

教員の資質向上のための機会の提供やFD活動が、全学でも本研究科内でも、組織的かつ多方面から行われている。本研究科内では、教育及び成績評価の改善を図るための仕組みが、FD委員会、教育推進委員会等の関連委員会の主導のもと、全教員が必然的に関与する形で多層的に設けられ、日々の実践において機能している。また、京都大学との連携 FD 事業によっても、授業及びカリキュラムの比較、単位互換科目受講者からの聞き取り、法律実務演習(民事法)の作問者会議への参加等を通じて、本法科大学院の教育の改善が図られている。

[将来への取組み・まとめ]

専任教員の資質向上に向けた組織的な取組みが積極的に行われており、特に問題は生じていない。

項目：教育研究条件・環境及び人的支援

(評価の視点 3-6)

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科においては、研究費、図書資料、データ・ベースの整備、さらには全学的な研究支援組織である研究開発推進機構の活用など、研究環境は十分に整った状態にある。また、ティーチング・アシスタント(TA)制度やスチューデント・アシスタント(SA)制度など、教育活動面での人的支援体制も整備されている。

[将来への取組み・まとめ]

これらの点につき、特に問題は生じていない。

項目：教育にふさわしい教員の配置

(基礎要件データ表 9~16)

[点検・評価(長所と問題点)]

基礎要件データ表9~16についてはいずれも要求を満たしている。

[将来への取組み・まとめ]

「専任教員の構成」の項目で指摘したように、女性教員の比率、年齢構成、実務家教員の比率については改善の余地がある。しかし、教員定員を増加することは現実的には困難であり、カリキュラム編成と合わせて有限の人的組織をいかに有効に活用するかを引き続き検討していく必要がある。

4 法科大学院の運営と改善・向上

[現状の説明]

4-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

4-1 法科大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。

本研究科に関する規程として、本学では「同志社大学専門職大学院学則」及び「同志社大学法科大学院学則」を制定しており、これらの規程に基づき、本研究科で「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」等を整備し、管理運営にあたっている。

「同志社大学専門職大学院学則」第 47 条に基づき、本研究科には、本研究科の学務を管掌する研究科長が置かれている。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出されている。任期は 1 年である。研究科長は教授会を招集し、主宰する。

「同志社大学専門職大学院学則」第 46 条第 1 項に基づいて、本研究科の管理運営に関する重要事項を審議する教員組織として司法研究科教授会（以下「教授会」という。）を置き、同第 5 項に基づいて、教授会の組織及び運営に関する事項を「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定めている。教授会は、月 1 回又は 2 回開催し、同規則第 4 条に定める本研究科の運営に関する重要事項を審議している。

教授会の構成員は、本研究科の専任教員である。教授会には、事務職員（事務長・係長）が陪席している。

「同志社大学客員教員規程」第 12 条において、「客員教員は、所属学部教授会、研究科教授会及び研究科委員会の構成員とはしない。ただし、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、必要あるときは出席を求めて、その意見を聴くことができる。」とされている。もっとも、特別客員教授は客員教員の一種であるものの、専任教員と同様の職務を担っている。そのため、研究科の運営に関する重要事項の報告及び審議をする教授会に出席し、意見を述べる機会を可能な限り保障することが望ましい。そこで、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」第 3 条第 5 項において「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」としていることから、特別客員教授に対し、毎回、教授会の開催を通知し、欠席者には当日配布された資料を手元に届けている。また、2003 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項により法科大学院の専任教員とみなされる者（みなし専任教員）についても、同様の扱いとしている。

教授会への提案内容やその他本研究科の管理運営に関する事項を検討するため、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に定められた教学組織の役職者（研究科長、副研究科長（主任の1名が兼任）、教務主任4名、研究主任1名）による主任会をおおむね週1回開催しており、事務職員（事務長・係長）が陪席している。

本研究科の管理運営を行うための事務体制として、司法研究科事務室を設置している。事務スタッフは、専任職員4名、契約職員4名、アルバイト職員3名、合計11名である。事務室は、教室・学生自習室・教員研究室・会議室等の本研究科施設がある寒梅館の建物の中に配置しており、本研究科の管理運営を円滑に遂行できるようになっている。

専任職員は、事務長、庶務・教務係長及び係員2名であり、入試実施を含む教務事務全般、教員・学生との対応、他部課との連絡・調整業務等を担当するとともに、非専任職員の担当業務について適宜監督・指示を行っている。専任職員については、原則として毎週1回会議を開き、教授会での決定事項、主任会での決定事項、検討中の事項、学生からの要望事項、法科大学院に関する情報等について連絡、調整、意見交換を行い、本研究科の管理運営が適切に行われるよう努めている。また、「同志社大学職員研修内規」による研修制度や学内外で開催される研修会、シンポジウム等に参加し、職員に求められる能力の啓発・向上に努めている。専任職員1名が2023年度、前記研修制度により、米国の法科大学院等に派遣されることとなっている。

専任職員以外では、図書室の図書資料受入関係業務や教員の個人研究費支出に係る事務処理等の担当として契約職員1名、予算執行管理・各種伝票処理等の庶務業務等の担当に契約職員1名、教務補助・教材印刷管理関係業務等の担当に契約職員1名とアルバイト職員1名、窓口関係業務等の担当にアルバイト職員2名、国際交流・広報関係業務等の担当に契約職員1名を配置している。

本研究科の管理運営における重要事項については、前述の教授会及び主任会で審議しており、いずれも事務組織から事務長と係長が陪席し、会議資料の準備や決定事項の遂行において円滑な運営ができるよう連携している。また、教授会及び主任会以外の各種委員会についても、委員長である教員と事務職員が、委員会運営や資料作成等について事前打合せを行い、委員会当日も陪席するなど、教学組織と事務組織の間で密接な連携を図っている。

その他、本学では「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」を制定し、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためのスタッフ・ディベロップメントとして、教員及び職員に必要な知識及び技能の修得並びにその能力及び資質向上のための研修等の取組みを推進するための体制を整備している。全学において大学評議員を対象としたSD研修会が実施され、

研究科長がこの研修を受けている。また、本研究科において、研究科長がSD推進・実施担当者となり、SD研修会を実施している（2023年度は、同年7月26日実施）。

<根拠・参照資料>

- ・資料 1-1-1「同志社大学法科大学院学則」
- ・資料 3-3-3「同志社大学客員教員規程」
- ・資料 3-4-1「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」
- ・資料 3-4-2「2023年度 第1回 司法研究科 SD 研修会記録」
- ・資料 4-1-1「同志社大学専門職大学院学則」
- ・資料 4-1-2「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」
- ・資料 4-1-3「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」
- ・資料 4-1-4「同志社大学職員研修内規」

4-2 教育等の企画・運営等における責任体制

4-2 教育等の企画・運営等における責任体制が明確であること。

本研究科は、学生への教育の実施のために設けられているものであり、4-1において述べた管理運営のための組織体制は、教育等の企画・運営等のための組織体制でもある。したがって、教育等の企画・運営等についても、研究科長が管掌し（研究科長に係る規程及びその選出の手続・方法については、上記4-1に記した通りである）、教授会及び主任会が重要事項を審議し、個々の事項については各種委員会を設けて検討を行うという体制をとっている。

教育に関する事項については、特に教育推進委員会（2022年度は主任会のメンバー3名及びみなし専任教員を含む計9名の委員で構成）及び本研究科の科目を担当する全教員をもって構成する教育推進会議を設け、カリキュラム、授業内容及び方法の工夫・改善、成績評価、在学生・修了生に対する学修サポート等につき、検討を行っている。また、FD委員会（2022年度は教務主任1名を委員長とし、他に4名の委員で構成）を設け、教育の成果及び問題点を把握・検討している（なお、2023年度より、教育推進委員会とFD委員会は、所管事項が関連性を有するため、両委員会の委員構成は同一としている）。

教学に関わる事項の企画・立案は、一般的には、主任会や各種委員会の教員が中心となって行っているが、検討に必要な資料等を事務職員が作成し提供している。その後の実現に向け

た制度設計や制度運用面においては、事務職員が教員と密接に連携し進めている。教学に関わる事項以外の予算編成や施設管理・改修、図書室の運営などについては、主として事務担当者が企画・立案し、必要に応じて主任会や担当主任、教授会等の承認を得た上で進めている。これらの事務組織としての企画・立案機能を適切に発揮するため、上述のSD研修等を通して、事務職員としての基本的な能力の向上に努めるとともに、法科大学院に関する最新の情報等入手し事務組織で共有できるよう努めている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 2-13-1「司法研究科FD委員会規則」
- ・資料 2-13-4「司法研究科教育推進委員会規則」

4-3 法曹養成連携協定の適切な締結及び運用

4-3 法曹養成連携協定を締結している場合、適切な協定を締結したうえで、実施されていること。

本研究科は、連携法第6条の規定に基づき、2019年12月18日付で同志社大学法学部との間で、2019年12月19日付で西南学院大学法学部との間で、それぞれ法曹養成連携協定を締結した。

本研究科は独立研究科であるが、同志社大学において学問分野を同じくする法学部との間で教育・研究上の連携を図りながら教育内容等の充実に努めてきた。2014年度から本学法学部の早期卒業制度が、本研究科への進学にも利用できるようになっている。また、以前から、本研究科教員が法科大学院進学希望者を対象とする法学部科目を担当するほか、法学部の課外講座である法職講座においても講師となるなど、法学部生の学習に積極的に携わっている。本学法学部との法曹養成連携協定の締結は、こうした以前からの連携に基づく一貫教育プログラムに関する取組みの延長上にあるものといえることができる。

本研究科では、入試会場を福岡に設けていることもあり、西南学院大学法学部からの入学者が以前からあり、そのなかには大変優秀な者もあった。また、西南学院大学と同志社大学は、地域における最も有力な私立大学であること、キリスト教を基盤とした教育を実践していることなど共通点が多い。さらに、西南学院大学法科大学院では2019年度から学生募集を停止することになった。こういったことを背景として、西南学院大学法学部と本研究科のニーズがなかば自然に一

致し、法曹養成連携協定を締結するに至った。

法曹養成連携協定の締結を受けて、2020年度から、同志社大学法学部、西南学院大学法学部の担当者との間で、それぞれ連携協議会を開催し(2020年度各1回、2021年度同志社大学法学部2回、西南学院大学法学部1回、2022年度各2回、2023年度同志社大学法学部1回、西南学院大学法学部2回)、主に両法学部からは法曹コースの動向を聞き取り、本研究科からは2021年度は入学試験の状況、2022年度以降は法曹コース出身者の入学後の状況について情報を提供し、連携の維持及び発展を図っている。

2022年度入試から、法曹養成連携協定締結大学(同志社大学、西南学院大学)及びその他の大学の連携法曹基礎課程(以下「法曹コース」という。)を修了した者のための入学者選抜試験として、法曹コース特別選抜入試を実施している。同入試では、法学既修者5年一貫型教育選抜入試(E方式。法曹養成連携協定締結大学の法曹コース修了(見込)者を対象とする。)及び法学既修者開放型選抜入試(F方式。法曹コース修了(見込)者を対象とする。)を設け、E方式では、法曹コースにおける学業成績、志望理由書等の出願書類をもとに選抜し、F方式では、法曹養成連携協定締結大学またはそれ以外の大学の法曹コースにおける学業成績、志望理由書等の出願書類に加えて、憲法・民法・刑法の論文式試験の成績をもとに選抜している。募集人数は、前期日程・後期日程であわせて各方式5名ずつ合計10名である。2022年度入試の実績は、前期日程E方式の受験者数17名・合格者数5名、前期日程F方式の受験者数16名・合格者数5名、後期日程E方式の受験者数7名・合格者数5名、後期日程F方式の受験者数7名・合格者数0名であり、入学者数は13名(前期日程合格者数8名、後期日程合格者数5名。同志社大学法曹コース修了者数12名、西南学院大学法曹コース修了者数1名)である。2023年度入試の実績は、前期日程E方式の受験者数16名・合格者数3名、前期日程F方式の受験者数23名・合格者数5名、後期日程E方式の受験者数1名・合格者数1名、後期日程F方式の受験者数5名・合格者数1名であり、入学者数は69名(前期日程合格者数95名、後期日程合格者数55名。同志社大学法曹コース修了者数3名、西南学院大学法曹コース修了者数2名)である。2024年度入試の実績は、前期日程E方式の受験者数24名・合格者数6名、後期日程F方式の受験者数33名・合格者数7名、後期日程E方式の受験者数6名・合格者数1名、後期日程F方式の受験者数8名・合格者2名であり、入学者数71名(前期日程合格者数104名、後期日程合格者数47名。同志社大学法曹コース修了者数15名、西南学院大学法曹コース修了者数0名)である。

<根拠・参照資料>

- ・資料 4-3-1「同志社大学法学部との法曹養成連携協定」
- ・資料 4-3-2「西南学院大学法学部との法曹養成連携協定」
- ・資料 4-3-3「法曹養成連携協議会 開催記録」
- ・同志社大学法科大学院ホームページ「法曹コースに関する説明」

https://law-school.doshisha.ac.jp/entrance_ex/course/

4-4 自己点検・評価の体制・手続の整備と組織的・継続的な実施

4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。

本研究科における教育活動等の点検・評価については、「同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則」に基づき、本研究科内に常設の委員会として自己点検・評価委員会（2023年度は執行部のメンバー1名を含む研究科内委員5名及び特別委員2名の7名で構成）を設けて、毎年度、所定の評価項目及び方法に基づく自己点検・評価を実施している。なお、特別委員は法律実務に従事し法科大学院の教育に関し広く高い識見を有する者を含む学外者に委嘱した委員であり、その意見を点検・評価に反映させることにより、第三者による客観的、多角的視点からの検証を加えることができる体制としている。

毎年度の自己点検・評価は、おおむね、次のプロセスで行っている。①研究科内委員（特別委員を除く委員）が分担して草案を作成し、これを持ち寄って2回～3回討議をして原案を作成する。②その原案を特別委員に送付し、特別委員において検討する。③特別委員を含む全委員参加の会議を開催し、おもに特別委員からの意見・質問に研究科内委員が回答して意見交換をすることで、点検・評価の内容を詰める。④同会議の議論を踏まえて特別委員が意見書を提出し、これを研究科内委員において検討して、自己点検・評価報告書を完成する。

自己点検・評価報告書は本研究科ホームページにおいて公表するとともに、特に研究科の教員においてその内容の共有を図るため、自己点検・評価委員会委員長が教授会において同報告書中の重要事項を報告している（なお、自己点検・評価報告書作成スケジュールの見直しの結果、2023年度同報告書分より、教授会報告及びホームページ上の公表時期は、従前より早い11月上旬を予定している。）。

自己点検・評価の結果を研究科の運営に活かすよう努めているが、特別委員の意見には特に

留意している。たとえば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による異例の状況の中で、入学予定者を対象とする合宿ガイダンスの取り止めに対する代替措置の必要性の指摘を受けて(2019年度荒木尚志委員意見)、2020年度からリモートで実施する次年度入学予定者に対する入学前準備講座において、ガイダンスの時間を設け、修了生座談会を取り入れるなど講座内容を充実させた。また、学生数に比べて開講授業が「やや多すぎて総花的な感じをいただく。思い切った科目の選択と集中をはかり、学生の専念できる科目に絞り込む必要があるのではないか」との指摘を受けたことから(2019年度村岡泰行委員意見)、カリキュラムの見直しをこの指摘も考慮して進め、後に、「法曹コース新設に伴う司法試験の在学中受験や法曹教育に対応するために、2020年度からさらに効率的な科目群に整理改編されたことは評価できる」(2021年度同委員意見)との評価を得ている。

また、2022年度については、「AA制度は本法科大学院の教育方法の中でも重要な役割を担うものであるから引き続き注視していただきたい。」との意見(坂田均委員意見)や「入学者の学修状況や司法試験の結果や終了後の進路状況等を適時に分析し、学生の状況を考慮した機動的な検証と見直しがカリキュラムや入試制度について行われている」ところ、カリキュラム改正による負担軽減については、「基礎学力の習得や定着という点から懸念がないかや、法科大学院でこそ実施されるべき(試験科目以外の)多様な学びが実現できているかという観点からも、引き続き検証が望まれる」との意見(沖野眞己委員意見)が寄せられた。本研究科における教育課程及び学修支援体制等の検証は、これらの意見を踏まえ、2023年から導入された在学中受験制度をも十分に考慮して行われることが求められている。

<根拠・参照資料>

- ・資料 4-4-1「司法研究科自己点検・評価委員会運用細則」(改正 2024年4月1日)
- ・資料 4-4-2「司法研究科自己点検・評価委員会申合せ」
- ・資料 4-4-3「2019年度同志社意見書(荒木尚志委員)」
- ・資料 4-4-4「2019年度同志社意見書(村岡泰行委員)」
- ・資料 4-4-5「2021年度同志社意見書(村岡泰行委員)」
- ・資料 4-4-6「司法研究科入学前の導入教育スケジュール(2020年度)」
- ・資料 4-4-7「司法研究科入学前の導入教育スケジュール(2021年度)」
- ・資料4-4-8「2022年度同志社意見書(坂田均委員)」
- ・資料4-4-9「2022年度同志社意見書(沖野眞己委員)」

4-5 認証評価機関等からの指摘事項への対応

4-5 認証評価機関等から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

本研究科は、2018年度に公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価を受け、評価結果として大学基準協会の法科大学院基準に適合しているとの認定を得た。もっとも、次の2点を問題点として指摘され、かつ、改善を求められた（別添資料「同志社大学大学院司法研究科法務専攻に対する認証評価結果」2頁以下、26頁、54頁）。第一に、修了要件に含まれる単位として、必修科目以外の法律基本科目4単位を選択科目として履修することが可能となっており、その場合、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合が最大 66.7%に達することから、学生の履修が法律基本科目に傾斜する可能性がある点である（以下「指摘①」という。）。第二に、学外からの要請による情報公開のための規程がない点である（以下「指摘②」という。）。

指摘①については、2020年度にカリキュラム改正を行い、現在法科大学院学則別表2に付された規定では、履修方法として「Ⅰ 必修科目 63 単位、選択科目 33 単位以上、合計 96 単位以上を履修すること。ただし、選択科目については、前記のD群Ⅰ類、D群及びE群の合計、F群、G群、F群及びG群の合計、H群Ⅰ類の最低必要単位数以上履修し、かつA群Ⅰ類、B群、D群、E群、F群、G群、H群の中から合計 28 単位以上を履修すること。」が定められている。必修科目 63 単位の内、57 単位は法律基本科目であり、6 単位は法律基本科目以外の科目である（B群の実務科目である法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の 3 科目 6 単位）。また、選択科目 33 単位の内、28 単位はA群Ⅰ類、B群、D群、E群、F群、G群、H群の法律基本科目以外の科目から履修しなければならない。したがって、選択科目 33 単位の内 5 単位までしか法律基本科目の選択科目（A群Ⅱ類、C群Ⅰ類・Ⅱ類）からの履修は修了要件単位数に算入されず、それを超えた部分は修了要件にはカウントされない。修了要件に算入される法律基本科目は、必修とされている 57 単位と選択科目として履修できる 5 単位をあわせた 62 単位が最大値である。これは修了要件単位数の 96 単位の 64.5%であり、基準の 70 パーセントより低く、また前回評価時の 66.7 パーセントよりも低くなっている。指摘②については、2019年に、社会的使命を担う公的教育機関としての説明責任を果たし、公正で透明性の高い研究科運営を推進することを目的として、本研究科が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めた「司法研究科の情報公開に関する規則」を制定した。

これに対し、大学基準協会から、問題点を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたこと

が確認でき、問題点については、概ね改善が図られているとの評価を得た（別添資料「改善報告書検討結果（同志社大学大学院司法研究科法務専攻）」（以下「検討結果」という。）1頁）。もともと、指摘②について問題点は適切に改善しているとの評価を得たものの（検討結果3頁）、指摘①に関して、依然として法律基本科目群の比率はやや高い傾向にあることに留意し、今後とも適切な教育課程を編成すべく検証する必要性の指摘を受けた（検討結果1頁、3頁）。

法律科目群の比率がやや高い傾向に依然としてあるとの指摘を真摯に受け止めつつ、カリキュラム編成は、学生への影響が大きく、短期間に大きな変更を繰り返すことは好ましくない面があることも考慮して、検討を進めることにしている。

本研究科は、2023年度に4巡目の前記大学基準協会の認証評価を受け、「適合」との評価結果を得たが、次の2点を検討課題として指摘された（別添資料「同志社大学大学院司法研究科法務専攻に対する認証評価結果」2頁、27頁、31頁）。第1に、共通到達度確認試験などの結果は、進級の可否の考慮要素ではなく、単位数とGPAが進級の可否の考慮要素としていることに関して、後期科目対応分については成績評価に反映されるという形で進級の可否に間接的に影響を与えるものの、前期科目対応分については間接的にも進級の可否に影響を与えていない仕組みが、共通到達度確認試験において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置として適切かどうかについて検討することが望まれる点、第2に、教員組織に関し、50歳以上の教員が専任教員の8割以上を占めており、女性教員数も、2023年4月1日付で1名を採用したことにより専任教員24名中3名となったものの、なおその比率が低く、実務家教員の専任教員に占める比率は2割を下回っている点である（「認証評価結果」の受領年月は2024年3月）。前者の共通到達度確認試験の利用の在り方については、2024年度から個別面談を実施することによるその一層の活用を予定しており、後者については、検討をすすめたい。

<根拠・参照資料>

- ・資料 4-5-1「同志社大学大学院司法研究科法務専攻に対する認証評価結果」（2018年度大学基準協会）
- ・資料 4-5-2「改善報告書検討結果（同志社大学大学院司法研究科法務専攻）」（2022年3月 大学基準協会）
- ・資料 4-5-3「司法研究科の情報公開に関する規則」
- ・資料 4-5-4「同志社大学大学院司法研究科法務専攻に対する認証評価結果」（2023年度大学基準協会）

4-6 教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上

4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映することにより、社会からの意見を法科大学院の教育や運営、それらの改善・向上において活用していること。

本研究科では、2012年度から特別顧問制度を設け、外部の有識者2名に委嘱して、自己評価に役立ててきたところ、2019年4月1日施行の改正学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正により、専門職大学院に「教育課程連携協議会」を設置することが義務づけられることとなったため、同制度を廃止し、「司法研究科教育連携協議会に関する規則」を制定し、これに基づき教育課程連携協議会を設置した。

教育課程連携協議会は、座長を務める本研究科教員（副研究科長）1名と研究科外の有識者（法曹関係者、地域の事業者、地方公務員等）5名をもって構成されている（2022年度まで）。会議は毎年1度開催するものとし、これまで、2020年3月9日、2021年3月5日、2022年3月14日に会議が開催された（このうち、第2回と第3回については、web会議システムを利用して実施された。）。

教育課程連携協議会の議論、指摘を授業及び研究科運営等に反映させるため、2021年度より、教育課程連携協議会から意見書（別添資料）の提出を受けるとともに、座長を務める当研究科教員がその骨子を報告することとした。同意見書中の意見又は指摘は、法学部に設置されていることによって関与に限界がある中での法曹コースにおける本研究科の取組みの状況、学生に対する法曹以外の将来の進路も見据えたカリキュラムの構築、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に迅速に対応した授業実施体制の整備、入学者確保のための取組みなどについて、おおむね本研究科の現在の活動を肯定的に評価しつつ、その活動の中長期的な継続又は発展を求めるものであり、組織としてそのように努めることとしている。もっとも、教育課程推進協議会の構成に関し、同協議会の議論の充実の観点から、研究科教員の関与の在り方について具体的な意見（協議会の議題の中心は教務事項にあるため、副研究科長が教務主任を兼ねない場合の対応の検討を求める意見）があった。これを受けて、2022年度から、教務主任1名と入試主任1名を委員に加えることとした。2023年度についても同様である。

なお、2022年度の教育課程連携協議会は、2023年3月8日に開催された。同協議会で出された意見・指摘についても、これまでと同じく真摯に受け止め、授業を含めた研究科の運営に適切に反映させることとしたい。教育課程連携協議会に関する情報公開の更新については、ホームページ上で適宜行っている。

<根拠・参照資料>

・資料 4-6-1「教育課程の編成、実施およびその実施状況の評価に関する意見書」(2021年同志社大学大学院司法研究科 教育課程連携協議会)

・資料 4-6-2「教育課程の編成、実施およびその実施状況の評価に関する意見書」(2022年度 同志社大学大学院司法研究科 教育課程連携協議会)

4-7 情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開

4-7 情報公開のための規程・体制を整備し、自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を含め、法科大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制については、同志社大学全体として、教育研究活動が社会から負託された公共的、公益的な活動であることを真摯に受け止め、公正で透明性の高い大学運営を推進するとともに、社会的使命を担う公的機関としての説明責任を果たすために、教育研究活動をはじめとする大学の情報を積極的に公表している。

さらに、本学の保有する各種情報の安全利用のため「情報セキュリティポリシー」を策定して情報セキュリティを確保し、個人情報に関する事項については、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に基づいて適切に取扱っている。

情報公開については、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十二年文部科学省令第十五号)に則って、次に掲げる大学の情報を本学のホームページ等を通じて、広く社会に公表する体制をとっている。

1. 本学の教育研究上の目的に関する事
2. 教育研究上の基本組織に関する事
3. 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事

8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

また、情報公開のための規程の整備に関して2018年度認証評価において学外からの要請による情報公開に関する規程が未整備であるとの指摘を受け、本研究科が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めた「司法研究科の情報公開に関する規則」を2019年に制定したことは、4-5において述べたとおりである。

本研究科においては、特に入試関係の情報について、学外からの情報公開の要請が強い。そこで、入試広報において積極的に上記のかかる情報を公開するとともに、ホームページにおいても公表し、あわせて本研究科事務室のメールアドレス及び電話番号を公表して、個別の公開要請に対しては事務室が適正に対応する体制をとっている。

また、入学選抜の結果については、受験者からの開示請求があった場合、入試結果通知書を個別に請求した受験者に対しては送付する体制をとっており、このことについても、入学試験要項において、手続等につき受験者に対して告知している。

<根拠・参照資料>

・資料 1-1-2「同志社大学法科大学院 2024年度入学試験要項」p.14、p.28、p.30

・「同志社大学ホームページ「情報セキュリティポリシー」

https://www.doshisha.ac.jp/doshisha/information_security_policy/about.html

・資料 4-7-1「同志社個人情報保護規程」

項目：法科大学院の運営

(評価の視点 4-1～4-3)

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科の運営に係る固有の規定及び組織体制が整備され、適切な運営が行われている。

本研究科の長に係る規程が整備され、長の選出に係る手続・方法も適切なものである。

法曹養成連携協定が、同志社大学及び西南学院大学の各法学部との間で適切に締結されており、同協定に基づき開催されている連携協議会では、時宜に即した情報提供や意見聴取等が行われている。2022年度入試以降、同協定を締結した大学の卒業生が本研究科に入学している。

[将来への取組み・まとめ]

特になし。

項目：自己点検・評価と改善活動

(評価の視点 4-4、4-5)

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価の結果が教育研究の改善・向上に結び付いている。

公益財団法人大学基準協会による 2023年度法科大学院認証評価の結果は、「適合」であったが、共通到達度確認試験結果の利用方法の在り方並びに専任教員に占める女性教員・若手教員比率及び実務家教員比率の向上が、検討課題として指摘された(2024年3月)。

[将来への取組み・まとめ]

自己点検・評価委員会外部委員の意見について、検討を続ける必要がある。

大学基準協会による前記指摘事項のうち、共通到達度確認試験の利用方法については、2024年度から個別面談を実施することによるその一層の活用を予定しており、後者の各教員比率の向上については、検討をすすめたい。

項目：社会との関係、情報公開

(評価の視点 4-6、基礎要件データ表 17、4-7、表 18)

[点検・評価(長所と問題点)]

教育課程連携協議会が適切に設置・運営され、社会からの意見が本研究科の教育・運営等に活用されている。

「司法研究科の情報公開に関する規則」が制定され、自己点検・評価及び認証評価結果並びに各種法令に定められた事項を含む本研究科の運営・諸活動が適切に公表されている。

[将来への取組み・まとめ]

特になし。

〈終章〉

この度の点検・評価によって、法科大学院に関わる法令事項については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。

もっとも、2018年度認証評価において指摘を受けた修了要件単位数に占める法律基本科目の割合の高さについては、改善策を講じ一定の改善評価を受けたものの、なお高い水準にあることは否めない。この点については、修了要件の変更は学生に対する影響が大きいことを考慮して、ある程度時間をかけることにならざるをえないものの、更なる改善に努めていきたい。2023年度認証評価における指摘事項である専任教員に占める女性教員・若手教員比率及び実務家教員比率についても、本研究科内で検討をすすめたい。

また、2018年度認証評価から現在に至るまでの間に、入学試験の受験者数と入学者数のいずれについても、入学定員を基準としてみた場合に低い水準にとどまった年があった。その最大の原因は、司法試験合格者数の伸び悩みにあったと考えられる。とくに2019年度司法試験では合格者数・合格率とも「桁台」という極めて深刻な結果となり、法科大学院運営への負の影響は非常に大きなものがあったと受け止めている。その後の4年間は司法試験の合格実績が比較的良好であり、これを反映したものと思われるが入学試験の受験者数・入学者数ともに堅調に推移している。司法試験合格実績の改善の背景には、飛び入学生、早期卒業生を積極的に受け入れたことが学生一般により刺激を与えたこと、少人数での授業及びオフィス・アワー、学習指導等での様々な指導を一層充実させてきたこと等がある。司法試験合格実績が法科大学院運営に及ぼす影響の大きさはこの数年の経験から明らかであり、在学中受験制度の導入が契機となって在学学生が学修意欲を高めたことも、合格実績に寄与したという推測も許されよう。入学者選抜の多様化・在学中受験制度の導入等法科大学院をとりまく環境の変化を見据えて、免除科目の選択の幅を広げる方向での選抜制度の見直し等を通して、さらなる実績の改善に向けた取組みを引き続き進めたい。